

令和 8 年度		業 務 委 託 仕 様 書									
業 務 名	森 林 経 営 管 理 事 業 伊 勢 路 地 区 森 林 整 備 業 務 委 託										
業 務 場 所	南伊勢町伊勢路 地内						調査	令和	年	月	日
							技師		係		
業 種	業務委託						南伊勢町				
業 務 費 用	金 円也 { 工事価格 円 消費税相当額 円						設計	令和	年	月	日
							設計		検算		
履 行 期 間	150日間		長	—		巾	—				
工 事 の 大 要				起 工 の 理 由							
保育間伐 10.36ha 森林情報作成 1式											

【森林経営管理事業伊勢路地区森林整備業務委託】

設 計 内 訳 表								
費目	工事 区分	工種	種別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
本工事費								
森林整備				式				
					1.000			
保育間伐				式				第 0001 号 明細表 [1]
					1.000			
森林情報作成				式				第 0002 号 明細表 [2]
					1.000			
直接工事費計				式				
					1.000			
				%				
間接費				%				
間接工事費計				式				
					1.000			
直接費				式				
					1.000			

【森林経営管理事業伊勢路地区森林整備業務委託】

設 計 内 訳 表								
費目	工事 区分	工種	種別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
消費税及び地方消費税相当額				式				
					1.000			
本工事費計				式				
					1.000			

第 0001 号 明細表 保育間伐						1 式
細別 規格		単 位	数 量	単 価	金 額	摘要
保育間伐 22cm以上 28cm未満、選木有り、枝払有り、 玉切有り、片付有り		ha				第0001号単価表 1号箇所
			10.360			
合 計						

第 0002 号 明細表 森林情報作成						1 式
細別	規格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘要
森林測量		k m				第0007号単価表
			0.480			
標準地調査	コドラート法 10m×10m	箇所				第0008号単価表
			6.000			
合 計						
					0	

保育間伐 第 0001 号単価表 22cm以上 28cm未満、選木有り、枝払有り、玉切有り、片付有り 1.000 ha					
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
選木	百本	7.000			第0002号単価表
伐倒 22cm以上 28cm未満、中	百本	7.000			第0003号単価表
枝払 22cm以上 28cm未満、中	百本	7.000			第0004号単価表
玉切 22cm以上 28cm未満、中	百本	7.000			第0005号単価表
片付 22cm以上 28cm未満、中	百本	7.000			第0006号単価表
合 計	ha	1.000			
単位当り	ha	1.000	当り		

選木						第 0002 号単価表
						1.000 百本 当り
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
特殊作業員	人				[1]	
普通作業員	人				[1]	
諸雑費	%					
合 計	百本	1.000				
単位当り	百本	1.000	当り			

伐倒 22cm以上 28cm未満、中						第 0003 号単価表
						1.000 百本 当り
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
特殊作業員	人					
普通作業員	人					
諸雑費	%					
合 計	百本	1.000				
単位当り	百本	1.000	当り			

枝払 22cm以上 28cm未満、中					
第 0004 号単価表 1.000 百本 当り					
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
特殊作業員	人				
普通作業員	人				
諸雑費	%				
合 計	百本	1.000			
単位当り	百本	1.000	当り		

玉切 22cm以上 28cm未満、中			第 0005 号単価表 1.000 百本 当り		
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
特殊作業員	人				
普通作業員	人				
諸雑費	%				
合 計	百本	1.000			
単位当り	百本	1.000	当り		

片付 22cm以上 28cm未満、中			第 0006 号単価表 1.000 百本 当り		
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
普通作業員	人				
諸雑費	%				
合 計	百本	1.000			
単位当り	百本	1.000	当り		

森林測量 測量距離： 0.480 km 第 0007 号単価表 1.000 km 当り					
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量助手（直接人件費）	人				
測量補助員（直接人件費）	人				
普通作業員	人				
測量助手（直接人件費）	人				
測量補助員（直接人件費）	人				
機械経費	%				
材料費	%				
精度管理費	%				

森林測量			第 0007 号単価表		
			1.000 k m 当り		
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
合 計	k m	1.000			
単位当り	k m	1.000	当り		

標準地調査 コドラート法 10m×10m				第 0008 号単価表 1.000 箇所 当り	
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量技師（直接人件費）	人				
測量技師補（直接人件費）	人				
測量助手（直接人件費）	人				
測量技師補（直接人件費）	人				
機械経費	%				
材料費	%				
合 計	箇所	1.000			
単位当り	箇所	1.000	当り		

南伊勢町森林整備工仕様書

令和 7 年 5 月

令和 8 年 7 月一部改定

南 伊 勢 町

目 次

第 1	総則.....	3
第 2	用語の定義.....	3
第 3	設計図書の照査等.....	7
第 4	技術者等	7
第 5	監督員	8
第 6	森林整備用地等の使用	9
第 7	工事の着手.....	10
第 8	工事の下請負	10
第 9	受注者相互の協力.....	10
第 10	工事の一時中止	10
第 11	設計図書の変更	11
第 12	工期変更	11
第 13	支給材料および貸与品	12
第 14	工事現場発生品	13
第 15	建設副産物.....	13
第 16	監督員による検査(確認を含む)及び立会等.....	13
第 17	数量の算出及び完成図	14
第 18	完成検査	14
第 19	出来高検査.....	15
第 20	履行報告	15
第 21	工事関係者に対する措置請求	15
第 22	使用機械	16
第 23	工事中の安全確保.....	16
第 24	火災の防止.....	18
第 25	後片付け	19
第 26	事故報告書.....	19
第 27	環境対策	19
第 28	文化財の保護.....	21
第 29	交通安全管理	21
第 30	官公庁への手続き等	25
第 31	施工時期及び施工時間の変更	26
第 32	提出書類	26
第 33	不可抗力による損害	27
第 34	契約不適合責任	28

第 35	保険付保及び事故の補償.....	28
第 36	臨機の措置.....	28
第 37	森林測量及び標準地調査.....	28
第 38	森林整備	31

第 1 総則

1. 適用範囲

南伊勢町森林整備工仕様書(以下「仕様書」という。)は、南伊勢町が発注する森林整備(植栽、下刈、枝落とし、間伐又は本数調整伐、その他の付帯施設等、以下「工事」という。)に係る「森林整備請負契約書(以下「契約書」という。)」及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

2. 契約図書

契約図書は相互に補完しあうものとし、契約書及び設計図書のいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。

3. 優先事項

契約書に添付されている図面、特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先する。

4. 設計図書間の不整合

特記仕様書、図面の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。

5. 工事の履行

受注者は、信義に従って誠実に工事を履行し、監督員の指示がない限り工事を継続しなければならない。ただし、契約書第 24 条に定める内容等の措置を行う場合は、この限りではない。

6. 適用図書

適用する図書、基準等については、当該工事発注時点での最新のものを適用するものとする。

7. 作業員の安全

受注者は、森林整備に係る作業員に対し労働安全衛生法第 59 条に基づく安全衛生教育を行うとともに、作業内容が同法第 59 条第 3 項(労働安全衛生規則第 36 条に規定する危険又は有害な作業)に該当する場合にあっては、特別教育を受けさせなければならない。

また、事業の特殊性から作業が広範、単独となり、安全管理が困難であることから、毎日始業時にも作業の安全について徹底するとともに、作業員同士の連絡についても考慮しなければならない。

第 2 用語の定義

1. 監督員

監督員とは、契約書に規定する監督員をいう。

2. 契約図書

契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。

3. 設計図書

設計図書とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。

4. 仕様書

仕様書とは、各作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げる程度、施工方法等の工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものと工事ごとに規定される特記仕様書を総称している。

5. 特記仕様書

特記仕様書とは、仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。

なお、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した書面及び受注者が提出し監督員が承諾した書面は、特記仕様書に含まれる。

また、特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

6. 現場説明書

現場説明書とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。

7. 質問回答書

質問回答書とは、質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に関する質問に対して発注者が回答する書面をいう。

8. 図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図等をいう。

なお、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督員が書面により承諾した図面を含むものとする。

9. 指示

指示とは、契約図書の定めに基づき、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により指示し、実施させることをいう。

10. 承諾

承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者もしくは、監督員又は受注者が書面により同意することをいう。

11. 協議

協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

12. 受理

受理とは、契約図書に基づき、受注者、監督員が、相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

13. 提出

提出とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し工事にかかわる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

14. 提示

提示とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員又は検査員に対し工事にかかわる書面又はその他の資料を示し、説明することという。

15. 報告

報告とは、受注者が監督員に対し、工事の状況又は結果について書面により知らせることという。

16. 通知

通知とは、発注者又は監督員と受注者又は現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。

17. 連絡

連絡とは、監督員と受注者又は現場代理人の間で、緊急に伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名又は押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。

なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。

18. 納品

納品とは、受注者が監督員に工事完成時に成果品を納めることをいう。

19. 書面

書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。なお、緊急を要する場合は、ファクシミリ又はEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。

20. 工事写真

工事写真とは、工事着手前、工事中、工事完成時に撮影した森林の遠景、近景、立木状況、切株状況、樹冠状況、仕様書に示された作業状況をいう。

なお、撮影場所及び写真枚数は、監督員の指示によるものとする。

21. 工事帳票

工事打合せ簿及び工事打合せ簿に添付して提出される非定型の資料をいう。

22. 工事書類

工事書類とは、工事写真及び工事帳票をいう。

23. 契約関係書類

契約関係書類とは、契約書第7条第5項の定めにより監督員を経由して受注者から発注者へ、又は受注者へ提出される書類をいう。

24. 成果品

成果品とは、仕様書に示された成果品をいう。

なお、伐採木を販売した場合は、その販売金額の分かる資料及び販売コストの分かる資料

を含む。

25. 工事関係書類

工事関係書類とは、契約図書、契約関係書類、工事書類、及び成果品をいう。

26. 確認

確認とは、契約図書に示された事項について、監督員、検査員又は受注者が臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との整合を確かめることをいう。

27. 立会

立会とは、契約図書に示された項目について、監督員が臨場により、その内容について契約図書との整合を確かめることをいう。

28. 完成検査

完成検査とは、検査員が契約書第 30 条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。

29. 出来高検査

出来高検査とは、検査員が契約書第 31 条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。

30. 検査員

検査員とは、契約書第 29 条第 2 項の規定に基づき、工事の検査を行うために発注者が定めたものをいう。

31. 工期

工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。

32. 工事開始日

工事開始日とは、工期の始期日または設計図書において規定する始期日をいう。

33. 工事着手

工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のために最初に行った設計図書に記載された作業をいう。

34. 工事区域

工事区域とは、設計図書で定める土地をいう。

35. 現場

現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。

36. 現場発生品

現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は土地の所有者に帰属する。

37. 工事目的物

工事目的物とは、森林整備工にあつては、植栽苗木、伐採後の残存立木、作業道(歩道を含む)、工事区域に配置した伐採木、筋工、柵工、水路工等設計図書に定めるものをいう。
なお、伐採前にあつては伐採前の立木を含む。

38. 支援技術者

支援技術者とは、監督員を補助するものであり、契約書第7条に規定する監督員でなく、指示、承諾、協議及び確認の適否を行う権限は有しない。

第3 設計図書の照査等

1. 図面原図の貸与

受注者から要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。

2. 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第15条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員からさらに詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

3. 契約図書等の使用制限

受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

第4 技術者等

1. 技術者の選任

受注者は、契約書第8条に規定する主任技術者を定める場合は、林業技士（林業経営部門）又は統括現場管理責任者（フォレストマネージャー）のうちから、これを選任するものとする。

なお、林業技士（林業経営部門）とは、一般社団法人日本森林技術協会の認定する林業技士（林業経営部門）、統括現場管理責任者（フォレストマネージャー）とは、林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令（平成8年5月24日農林水産省令第25号）に基づき農林水産省が備える研修修了者名簿に登録した統括現場管理責任者（フォレストマネージャー）のことをいう。

2. 技術者の変更

(1) 受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において発注者との協議により主任技術者を変更できるものとする。

なお、変更については、下記を満足することを条件とする。

- ① 死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等、真にやむを得ない場合。
- ② 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合。

また、途中交代を認める際の現場対応は以下のとおりとする。

(2) 途中交代を認める際の現場対応は、以下のとおりとする。

- ① 交代後の技術者に求める資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び工事経験で、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。
- ② 技術者の交代に際し、継続的な業務が遂行できるよう、新旧の技術者を 7 日以上の間重複配置することを求め、適切な引継ぎを確保するものとする。ただし、死亡、傷病の場合を除く。

3. 現場代理人等通知書

受注者は、現場代理人等選任通知書を工事契約締結時に発注者に提出しなければならない。

第5 監督員

1. 監督員の業務分担

監督員の標準的な業務分担は次のとおりとする。

事 項	業 務
1. 契約の履行の確保	①契約図書の内容の把握 ②契約書及び設計図書に基づく指示承諾、協議、受理等 ③条件変更に関する確認、調査、検討、通知 ④変更設計図書及び数量等の作成 ⑤変更設計図面及び数量等の作成 ⑥関連工事との調整 ⑦行程把握及び工程促進の指示 ⑧工期変更協議の通知
2. 施工状況の確認	①事前調査等 ②指定材料の確認 ③工事施工の立会 ④工事施工状況の把握 ⑤改善請求及び確認 ⑥支給材料及び貸与品の確認、引き渡し ⑦その他
3. 円滑な施工の確保	①地元対応 ②関係機関との協議、調整

4. その他	①現場発生品の処理 ②臨機の措置 ③事故等に対する措置 ④工事完成検査等の立会 ⑤検査日の通知
--------	---

2. 監督員の権限

当該工事における監督員の権限は、契約書第7条第2項に規定した事項である。

3. 監督員の権限の行使

監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、監督員が受注者に対し口頭による指示等を行えるものとする。

口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。

第6 森林整備用地等の使用

1. 維持・管理

受注者は、発注者から使用承諾あるいは提供を受けた森林整備用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。

2. 用地の確保

設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舎、駐車場）及び型枠又は鉄筋作業等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地をいう。

3. 第三者からの調達用地

受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用したときは、その土地の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないよう努めなければならない。

4. 用地の返還

受注者は、第1項に規定した森林整備用地等の使用終了後は、設計図書の定め又は監督員の指示に従い復旧のうえ、速やかに発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求した場合も速やかに発注者に返還しなければならない。

5. 復旧費用の負担

発注者は、第1項に規定した森林整備用地等について、受注者が復旧の義務を履行しないときは、受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は、受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。

6. 用地の使用制限

受注者は、提供を受けた用地を工事中用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。

7. 地権者の了承

受注者は、用地付近又は官民境界付近に接して工事を行う場合は地権者の了承を得て着手しなければならない。

8. 損傷等の処置

受注者は、官民境界付近に構造物を施工し、民地側を踏み荒し又は民地側の構造物等に損傷を与えた場合には、別途条件を明示された場合を除き復旧しなければならない。

第7 工事の着手

受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降 30 日以内に、発注者に工事着手届を提出し工事着手しなければならない。

第8 工事の下請負

1. 下請負の要件

受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整すること。
- (2) 下請負者は、関係法令に基づく営業停止の期間中でないこと。
- (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請け契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請け契約の締結に努めなければならない。
- (4) 下請負者は、南伊勢町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱に掲げる要件に該当しない者であること。

2. 下請負通知書

受注者は、下請負に付す場合には、所定の様式により、部分下請負通知書を監督員に提出しなければならない。

第9 受注者相互の協力

受注者は、隣接工事又は関連工事の請負業者と相互に協力しなければならない。

また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

第10 工事の一時中止

1. 一般事項

発注者は、契約書第 17 条の規定に基づき以下の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知したうえで、必要とする期間、工事の全部または一部の施工につい

て一時中止をさせることができる。なお、防風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、第 37 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

- (1) 契約書第 13 条に規定する森林整備用地が確保されない場合
- (2) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当又は不可能となった場合
- (3) 関連する他の工事の進捗が遅れたため森林整備の続行を不適当と認めた場合
- (4) 森林整備着手後、環境問題等の発生により森林整備の続行が不適当又は不可能となった場合
- (5) 第三者、受注者、使用人及び監督員の安全のため必要があると認める場合
- (6) 災害等により工事目的物に損害を生じ又は工事現場の状態が変動し、森林整備の続行が不適当又は不可能となった場合

2. 発注者の中止権

発注者は、受注者が契約図書に違反し又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、森林整備の中止内容を受注者に通知し、森林整備の全部または一部について一時中止させることができる。

3. 受注者の責務

前 1 項又は 2 項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の現場の維持・管理に努めなければならない。また、森林整備の再開に備え工事現場を保全しなければならない。

第 11 設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。

第 12 工期変更

1. 一般事項

工期の変更について、契約書第 21 条の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督員はその結果を受注者に通知するものとする。

2. 設計図書の変更等

受注者は、設計図書の変更または訂正が行われた場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠その他必要な資料を添付の上、契約書第 21 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

3. 森林整備の一時中止

受注者は、契約書第 17 条に基づく森林整備の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠その他必要な資料を添付の上、契約書第 21 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

4. 工期の延長

受注者は、契約書第 19 条に基づき工期の延長を求める場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠その他必要な資料を添付の上、契約書第 21 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

5. 工期の短縮

受注者は、契約書第 20 条第 1 項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠その他必要な資料を添付し、契約書第 21 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

第 13 支給材料および貸与品

1. 一般事項

受注者は、支給材料及び貸与品の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2. 受払状況の記録

受注者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。

3. 引渡場所

引渡場所は、設計図書又は監督員の指示によるものとする。

4. 返還

受注者は、不要となった支給材料又は貸与品を返還する場合、監督員の指示に従うものとする。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。

5. 修理等

受注者は、支給材料及び貸与品の修理等を行う場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。

6. 流用の禁止

受注者は、支給材料及び貸与品を他の工事に流用してはならない。

7. 所有権

支給材料及び貸与品の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。

第 14 工事現場発生品

1. 一般事項

受注者は、設計図書に定められた現場発生品について、設計図書又は監督員の指示する場所で監督員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し監督員を通じて発注者に提出しなければならない。

2. 設計図書以外の現場発生品の処置

受注者は、第 1 項以外のものが発生した場合、監督員に連絡し、監督員が引き渡しを指示したものについては、監督員の指示する場所で監督員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。

第 15 建設副産物

1. 一般事項

受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事又は設計図書に指定された仮設工事にあつては、監督員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあつては、監督員の承諾を得なければならない。

2. 法令遵守

受注者は、国、三重県、南伊勢町が定める関係法令等を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

第 16 監督員による検査(確認を含む)及び立会等

1. 立会願の提出

受注者は、設計図書に従って監督員の立合いが必要な場合は、あらかじめ立会願を所定の様式により監督員に提出しなければならない。

2. 監督員の立会

監督員は、必要に応じ、工事現場において立会し、又は資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

3. 確認、立会の準備等

受注者は、監督員による確認及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他の資料の整備をするものとする。

4. 確認及び立会の時間

監督員による確認及び立会の時間は、監督員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合はこの限りでない。

第 17 数量の算出及び完成図

1. 一般事項

受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。

2. 出来高数量の提出

受注者は、出来形測量の結果を基に、設計図書に従って出来形数量を算出し、その結果を監督員に提出しなければならない。出来形測量の結果が、設計図書の数値に対し別に定める完了検査要領の規定を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。

なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。

3. 工事完成図

受注者は、設計図書に従って工事完成図を作成しなければならない。

ただし、監督員が承諾した場合は工事完成図を省略することができる。

4. 工事完成図の作成及び提出

受注者は、設計図書に従って工事の完成状態を図面として記録した工事完成図を紙の成果品および電子成果品として作成し、提出しなければならない。

第 18 完成検査

1. 工事完成報告書の提出

受注者は契約書第 29 条の規定に基づき、工事完成報告書を監督員に提出しなければならない。

2. 工事完成検査の要件

受注者は、工事完成報告書を監督員に提出する際には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。

(1) 設計図書(追加、変更指示も含む。)に示されるすべての工事が完成していること。

(2) 契約書第 14 条の規定に基づき、監督員の請求した改造が完了していること。

(3) 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図等の資料の整備がすべて完了していること。

(4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。

3. 検査日の通知

発注者は、工事完成検査に先立って、監督員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。

4. 検査内容

検査員は、監督員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、三重県造林補助事業完了検査要領に準じて検査を行うものとする。

5. 修補の指示

検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができる。

6. 修補期間

修補の完了が確認された場合は、その指示の日から修補完了の確認の日までの期間は、契約書第 29 条第 2 項に規定する期間に含めないものとする。

7. 適用規定

受注者は、当該工事完成検査については、第 16 の第 3 項の規定を準用する。

第 19 出来高検査

1. 一般事項

受注者は、契約書第 31 条第 2 項の部分払いの確認の請求を行った場合、又は、契約書第 29 条第 1 項の工事の完成の通知を行った場合は、既済部分に係る検査を受けなければならない。

2. 部分払の請求

受注者は、契約書第 31 条第 1 項に基づく部分払の請求を行うときは、前項を受ける前に、出来高部分検査要求書及び工事出来高内訳書を作成し、監督員に提出しなければならない。

3. 検査内容

検査員は、監督員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料(契約書及び工事出来高内訳書等)と対比し、別に定める完了検査要領に準じて検査を行うものとする。

4. 修補

受注者は、検査員の指示による修補については、第 18 の第 5 項の規定に従うものとする。

5. 適用規定

受注者は、当該出来高検査については、第 16 の第 3 項の規定を準用する。

第 20 履行報告

受注者は、契約書第 9 条の規定に基づき、毎月末の履行状況を所定の様式に基づき作成し、速やかに監督員に提出しなければならない。

第 21 工事関係者に対する措置請求

1. 現場代理人に対する措置

発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不当と認めるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2. 技術者に対する措置

発注者又は監督員は、主任技術者が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関

して、著しく不当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

第 22 使用機械

1. 機械の選定

受注者は、森林整備工事に使用する機械の選定、使用等について、設計図書により機械が指定されている場合には、これに適合した機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督員の承諾を得て、それを使用することができる。

第 23 工事中の安全確保

1. 安全指針等の遵守

受注者は、伐木等作業の際には、労働安全衛生規則及び「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン（令和 2 年 1 月 31 日付け基発 0131 第 1 号）」を遵守しなければならない。

2. 支障行為等の防止

受注者は、工事施工中、監督員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。

3. 周辺への支障防止

受注者は、工事箇所及びその周辺にある工事対象外の立木並びに地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。

4. 防災体制

受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。

5. 第三者の立入り禁止措置

受注者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に柵、門扉、立入禁止の表示板等を設けなければならない。

6. 安全巡視

受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視或いは連絡を行い、安全を確保しなければならない。

7. 標示板の設置

受注者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名、受注者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。

また、標示板等には、間伐材を利用した三重県認定リサイクル製品の使用に努めなければならない。

なお、当該三重県認定リサイクル製品が入手困難等の場合は監督員と協議のうえ、他の同

等の製品に変更することができる。

8. 整理整頓

受注者は、工事期間中、現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。

9. 周辺への影響防止

受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへの影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督員へ連絡し、その対応方法等に関して監督員と速やかに協議しなければならない。なお、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。

10. 労働環境の改善

受注者は、作業員の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。特に、チェーンソーの取り扱いについては、「チェーンソー取扱い作業指針について（平成21年7月10日付け基発0710第1号厚生労働省労働基準局長通知）」を遵守し振動障害の予防に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舍等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。

11. 発見・拾得物の処置

受注者は、工事中に物件を発見又は拾得した場合、直ちに関係機関に通報するとともに、監督員に連絡しその対応について指示を受けるものとする。

12. イメージアップ

受注者は、工事現場のイメージアップを図るため、現場事務所、作業員宿舍、休憩所又は作業環境の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域と積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。

13. 安全研修・訓練等

受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により以下の各号から実施する内容を選択し安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

- (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- (2) 当該工事内容等の周知徹底
- (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- (4) 当該工事における災害対策訓練
- (5) 当該工事現場で予想される事故対策
- (6) その他、安全・訓練等として必要な事項

14. 安全教育・訓練等の記録

受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等又は写真等に記録した資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。

15. 関係機関との連絡

受注者は、所轄警察署、道路管理者、河川管理者、労働基準監督署等の関係機関と緊密な

連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。

16. 安全優先

受注者は、工事中における安全の確保をすべて優先させ、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に、重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。

17. 災害発生時の応急処置

災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡しなければならない。

18. 鉄道・道路近接工事

受注者は、鉄道又は道路等に近接している場所での工事施工については、飛来落下に対する安全対策を講じなければならない。

19. 休憩時間及び安全に関する指導

受注者は、工事中における作業員の労働災害防止を図るため昼休みを除いた午前・午後の各々の中間に 15 分程度の休憩を実施しなければならない。また、作業開始前に作業員に対し安全に関する指導を行わなければならない。なお、上記の休憩時間及び安全に関する指導について実施記録を整理し、監督員又は検査員の要求があった場合は、速やかに提示するものとする。

20. 安全巡視

受注者は、前第 6 項に基づき、安全巡視者を定め以下に掲げる任務を遂行しなければならない。

(1) 安全巡視者は、常に腕章を着用して、その所在を明らかにするとともに、工事現場の状況、施工条件及び作業内容を熟知し、適時、作業員等の指導及び安全施設や設備等の点検を行い、工事現場及びその周辺の安全確保に努めなければならない。

21. 工事説明書

受注者は、事業名、事業の内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布するなど、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

22. 架空線等事故防止対策

受注者は、架空線等上空施設の位置及び占用者を把握するため、工事現場、資材置き場等工事にかかわるすべての架空線等上空施設の現地調査(場所、種類、高さ)を行い、その調査結果について、支障物件の有無にかかわらず、監督員に報告しなければならない。

第 24 火災の防止

受注者は、火気の使用について次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
- (2) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
- (3) 受注者は、伐採、伐開除根、掘削等により発生した木々、草等を野焼きしてはならない。

第 25 後片付け

1. 現場の清掃

受注者は、工事の全部または一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付かつ撤去し、現場及び工事に係る部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。

2. 復旧

受注者は、工事の施工上必要な土地・立木・施設等に損傷を与えた場合には、原形同等以上に復旧しなければならない。

第 26 事故報告書

受注者は、作業中において事故があった場合は、別紙様式により、速やかに監督員に報告するものとし、監督員は事故報告が提出された場合にあっては、現地において事故の調査・確認等を行うものとする。

第 27 環境対策

1. 環境保全

受注者は、工事に伴う騒音振動対策指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和 62 年 3 月 30 日改正）、関係法令ならびに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、工事の実施の各段階において十分検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

また、伐倒、枝落とし等の作業に使用するチェーンソーのチェーンオイルについては、環境にやさしい植物性のチェーンオイルを使用しなければならない。

2. 排出対策型建設機械及び林業機械

受注者は、工事の施工にあたり下表に示す機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成 17 年法律第 51 号)」に基づく技術基準に適合する機械、又は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成 3 年 10 月 8 日付け建設省経機発第 249 号、最終改正平成 22 年 3 月 18 日付け国総施第 291 号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進

に関する規程（平成 18 年 3 月 17 日付け国土交通省告示第 348 号）」、もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 18 年 3 月 17 日付け国総施第 215 号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。なお、林業機械について、これによりがたい場合は監督員と協議するものとする。

機 種	備 考
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・発動発電機(可搬式)・空気圧縮機(可搬式)	ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kW 以上 260kW 以下）を搭載した建設機械に限る。
林業機械 ・フェラーバンチャ ・ハーベスタ ・プロセッサ ・フォワーダ ・スキッダ ・タワヤーダ ・スイングヤーダ ・運材車 ・集材機 ・自走式搬器 ・トラクタ ・グラップル ・グラップルソー ・植付機 ・刈払機 ・モノレール ・木材破碎機	国土交通省で建設機械用として排出ガス対策済みとして認定を受けたディーゼルエンジン(エンジン出力 7.5kw 以上 560kw 以下)を搭載した林業機械に限る。
・オフロード法の基準適合表示が付されているもの又は特定特殊自動車確認証の交付を受けているもの ・排出ガス対策建設機械として指定を受けたもの	

3. 特定特殊自動車の燃料

受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用に当たっては、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者又は団体が推奨する軽油（ガソリン

スタンド等で販売されている軽油をいう。)を選択しなければならない。また、監督員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用に当たっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。

4. 低騒音型・低振動型建設機械

受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和 62 年 3 月 30 日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成 13 年 4 月 9 日改正）に基づき、指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達不可能的な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。

なお、受注者は、協議を行う前に次の①及び②について確認するものとする。

- ①調達した建設機械が「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示 平成 13 年 4 月 9 日改正）」（以下「新基準」と呼ぶ。）に適合しているか、当該建設機械メーカーに確認するものとする。
- ②調達した建設機械が建設機械メーカーによる騒音対策を施すことにより新基準に適合するか、当該建設機械メーカーに確認するものとする。

5. 苦情処理

受注者は、環境への影響が予知され、又は発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督員に連絡しなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わすなど明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告しなければならない。

第 28 文化財の保護

1. 一般事項

受注者は、工事の施工にあたって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、設計図書に関して監督員に協議しなければならない。

2. 文化財等発見時の処置

受注者が工事の施工にあたり文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が当該埋蔵物等の発見者としての権利を保有するものである。

第 29 交通安全管理

1. 一般事項

受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等

により路面を損傷し、或いは汚損することの無いようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第 26 条によって処置するものとする。

2. 輸送災害の防止

受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打ち合わせを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導警備員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画を立て災害の防止を図らなければならない。

3. 工事用道路の維持管理

受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。

4. 工事用道路の使用の責任

発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。

5. 工事用道路供用時の処置

受注者は、特記仕様書に他の受注者との工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに関連する受注者と緊密に打ち合わせ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。

6. 交通安全管理

前各項に係る詳細については、以下の通り交通安全管理を行うものとする。

(1) 安全管理

受注者は、安全管理については、下記によるものとするが、現場の実情に応じた施工方法等により交通管理を実施しなければならない。

1) 交通誘導員

- ①受注者は、工事の施工に伴って工事車両の出入り口及び交差道路等に対し一般交通の安全誘導が必要となる箇所には、交通の誘導・整理を行なう者（以下「交通誘導警備員」という。）を配置し、その配置位置し公衆の交通の安全を確保しなければならない。
- ②受注者は、交通誘導警備員のうち 1 人は有資格者（平成 17 年警備業法改正以降の交通誘導警備業務に係る 1 級又は 2 級検定合格者）としなければならない。なお、有資格者が配置できない理由がある場合は、監督員の承諾を得て交通の誘導・整理の実務経験 3 年以上の者としてすることができる。その場合は、経歴書を保管し監督員から請求があった場合は速やかに提示するものとする。ただし、道路交通法 80 条協議に基づき配置する場合及び所轄警察署からの要請により配置する場合を除く。

7. 法令遵守

受注者は、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の遵守に努めなければならない。

8. 諸法令の遵守

受注者は、当該工事に関する最新の諸法令を遵守し工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。

なお、主な法令は、以下に示すとおりである。

(1) 地方自治法	(令和2年12月改正 法律第75号)
(2) 建設業法	(令和3年5月改正 法律第48号)
(3) 下請代金支払遅延等防止法	(平成21年6月改正 法律第51号)
(4) 労働基準法	(令和6年5月改正 法律第42号)
(5) 労働安全衛生法	(令和元年6月改正 法律第37号)
(6) 作業環境測定法	(令和元年6月改正 法律第37号)
(7) じん肺法	(平成30年7月改正 法律第71号)
(8) 雇用保険法	(令和6年6月改正 法律第47号)
(9) 労働者災害補償保険法	(令和2年6月改正 法律第40号)
(10) 健康保険法	(令和6年6月改正 法律第47号)
(11) 中小企業退職金共済法	(令和2年6月改正 法律第40号)
(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律	(令和6年5月改正 法律第26号)
(13) 出入国管理及び難民認定法	(令和5年12月改正 法律第84号)
(14) 道路法	(令和5年5月改正 法律第34号)
(15) 道路交通法	(令和5年6月改正 法律第56号)
(16) 道路運送法	(令和5年4月改正 法律第18号)
(17) 道路運送車両法	(令和5年6月改正 法律第63号)
(18) 砂防法	(平成25年11月改正 法律第76号)
(19) 地すべり等防止法	(令和5年5月改正 法律第34号)
(20) 河川法	(令和5年5月改正 法律第34号)
(21) 海岸法	(令和5年5月改正 法律第34号)
(22) 港湾法	(令和4年11月改正 法律第87号)
(23) 港則法	(令和3年6月改正 法律第53号)
(24) 漁港及び漁場の整備等に関する法律	(令和5年5月改正 法律第34号)
(25) 下水道法	(令和4年5月改正 法律第44号)
(26) 航空法	(令和5年6月改正 法律第63号)
(27) 公有水面埋立法	(平成26年6月改正 法律第51号)
(28) 軌道法	(令和2年6月改正 法律第41号)
(29) 森林法	(令和5年6月改正 法律第63号)
(30) 環境基本法	(令和3年5月改正 法律第36号)
(31) 火薬類取締法	(令和元年6月改正 法律第37号)
(32) 大気汚染防止法	(令和2年6月改正 法律第39号)
(33) 騒音規制法	(平成26年6月改正 法律第72号)
(34) 水質汚濁防止法	(平成29年6月改正 法律第45号)
(35) 湖沼水質保全特別措置法	(平成26年6月改正 法律第72号)
(36) 振動規制法	(平成26年6月改正 法律第72号)

(37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	(令和元年 6 月改正 法律第37号)
(38) 文化財保護法	(令和 3 年 4 月改正 法律第22号)
(39) 砂利採取法	(令和 5 年 6 月改正 法律第63号)
(40) 電気事業法	(令和 5 年 6 月改正 法律第44号)
(41) 消防法	(令和 5 年 6 月改正 法律第58号)
(42) 測量法	(令和 6 年 6 月改正 法律第54号)
(43) 建築基準法	(令和 6 年 6 月改正 法律第53号)
(44) 都市公園法	(令和 6 年 5 月改正 法律第40号)
(45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	(令和 3 年 5 月改正 法律第37号)
(46) 土壌汚染対策法	(平成29年 6 月改正 法律第45号)
(47) 駐車場法	(平成29年 5 月改正 法律第26号)
(48) 海上交通安全法	(令和 5 年 5 月改正 法律第34号)
(49) 海上衝突予防法	(平成15年 6 月改正 法律第63号)
(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	(令和 3 年 5 月改正 法律第43号)
(51) 船員法	(令和 6 年 5 月改正 法律第42号)
(52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法	(令和 5 年 5 月改正 法律第24号)
(53) 船舶安全法	(令和 3 年 5 月改正 法律第43号)
(54) 自然環境保全法	(平成31年 4 月改正 法律第20号)
(55) 自然公園法	(令和 3 年 5 月改正 法律第29号)
(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	(令和 6 年 6 月改正 法律第54号)
(57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	(令和 3 年 5 月改正 法律第36号)
(58) 河川法施行法抄	(平成11年12月改正 法律第160号)
(59) 技術士法	(令和元年 6 月改正 法律第37号)
(60) 漁業法	(令和 3 年 5 月改正 法律第47号)
(61) 空港法	(令和 4 年 6 月改正 法律第62号)
(62) 計量法	(平成26年 6 月改正 法律第69号)
(63) 厚生年金保険法	(令和 6 年 6 月改正 法律第47号)
(64) 航路標識法	(令和 3 年 6 月改正 法律第53号)
(65) 資源の有効な利用の促進に関する法律	(令和 4 年 5 月改正 法律第46号)
(66) 最低賃金法	(平成24年 4 月改正 法律第27号)
(67) 職業安定法	(令和 4 年 3 月改正 法律第12号)
(68) 所得税法	(令和 6 年 5 月改正 法律第26号)
(69) 水産資源保護法	(平成30年12月改正 法律第95号)
(70) 船員保険法	(令和 6 年 6 月改正 法律第47号)
(71) 著作権法	(令和 6 年 6 月改正 法律第55号)
(72) 電波法	(令和 5 年12月改正 法律第87号)
(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法	(令和 4 年 4 月改正 法律第32号)
(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律	(令和 6 年 6 月改正 法律第47号)
(75) 農薬取締法	(令和 5 年 5 月改正 法律第36号)
(76) 毒物及び劇物取締法	(令和 5 年 5 月改正 法律第36号)

(77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律	(平成29年5月改正 法律第41号)
(78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律	(令和6年6月改正 法律第54号)
(79) 警備業法	(令和5年6月改正 法律第63号)
(80) 個人情報の保護に関する法律	(令和5年11月改正 法律第79号)
(81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	(令和6年6月改正 法律第53号)
(82) 漁港法	(令和元年5月改正 法律第1号)
(83) 有線電気通信法	(平成27年5月改正 法律第26号)
(84) 電気通信事業法	(令和2年5月改正 法律第30号)
(85) 工業用水道事業法	(平成26年6月改正 法律第69号)
(86) 水道法	(令和元年6月改正 法律第37号)
(87) 電気工事士法	(令和2年6月改正 法律第49号)
(88) 電気工事業の業務の適正化に関する法律	(平成26年6月改正 法律第69号)
(89) 電気用品安全法	(令和2年6月改正 法律第49号)
(90) 製造物責任法	(平成29年6月改正 法律第45号)
(91) 貨物自動車運送事業法	(令和元年6月改正 法律第37号)
(92) 農地法	(令和元年5月改正 法律第12号)
(93) 地方税法	(令和3年2月改正 法律第5号)

9. 法令違反の処置

受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が発注者に及ばないようにならなければならない。

10. 不適当な契約図書の処置

受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが前8項の諸法令に照らし不適当であったり、矛盾していることが判明した場合には、速やかに監督員と協議しなければならない。

第30 官公庁への手続き等

1. 一般事項

受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。

2. 関係機関への届出

受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を法令、条例、または設計図書の定めにより実施しなければならない。

3. 鉄道と近接する工事

受注者は、鉄道と近接して工事を施工する場合の交渉・協議及び他機関との立会等の必要がある場合には、監督員に連絡しこれにあたらなければならない。

4. 許可承諾条件の遵守

受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督員と協議しなければならない。

5. コミュニケーション

受注者は、工事の施工にあたり地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。

6. 苦情対応

受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は、誠意をもってその解決にあたらなければならない。

7. 交渉時の注意

受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち監督員に連絡の上、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。

8. 交渉内容明確化

受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わすなど明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し指示があればそれに従うものとする。

第 31 施工時期及び施工時間の変更

受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に作業を行うに当たっては、事前にその理由を監督員に連絡しなければならない。

第 32 提出書類

1. 一般事項

受注者は、提出書類を別に定める様式に基づいて監督員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督員の指示による様式によらなければならない。

2. 工事書類の提出

前項に定めるもののほか提出すべき主な書類は、以下のものとし所定の様式により提出するものとする。また、これら以外に工事に関係する資料について監督員から請求があった場合は提出しなければならない。

- (1) 使用材料確認表又は材料確認調書
- (2) 工事打合せ簿（指示・協議・通知・承諾・提出・報告等）
- (3) 工事履行状況報告書
- (4) 出来形管理図表（設計図書との差異を判断できるもの）
- (5) 工事写真

3. 情報の漏洩、窃用等の対策

受注者は、工事の施工のためパソコン等の情報機器を使用するにあたり情報の漏洩、窃用

等の対策をとらなければならない。

4. 電子納品

受注者は、特記仕様書に電子納品の定めがある場合、又は承諾を受けた場合は、成果品を電子媒体に格納して発注者に提出するものとする。

5. 設計図書に定めるもの

契約書第 7 条第 5 項に規定する「設計図書に定めるもの」とは請負代金額にかかわる請求書、代金代理受領承認願、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求にかかわる書類及びその他現場説明の際指定した書類をいう。

第 33 不可抗力による損害

1. 工事災害の報告

受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細の状況を把握し、当該被害が契約書第 27 条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに工事災害通知書を監督員を通じて発注者に通知しなければならない。

2. 設計図書で定めた基準

契約書第 27 条第 1 項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、以下の各号に掲げるものをいう。

(1) 降雨に起因する場合

以下のいずれかに該当する場合とする。

① 24 時間雨量（任意の連続 24 時間における雨量をいう。）が 80mm 以上

② 1 時間雨量（任意の 60 分における雨量をいう。）が 20mm 以上

③ 連続雨量（任意の 72 時間における雨量をいう。）が 150mm 以上

④ その他設計図書で定めた基準

(2) 強風に起因する場合

最大風速（10 分間の平均風速で最大のものをいう。）が 15m/秒以上あった場合

(3) 地震、津波、豪雨に起因する場合

周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合

(4) 波浪、高潮に起因する場合

波浪、高潮が想定している設計条件以上または周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合

(5) 河川沿いの施設にあたっては、河川の警戒水位以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合

3. その他

契約書第 27 条第 2 項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第 24 条に規定する予防措置を行ったと認められないも

の及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。

第 34 契約不適合責任

目的物の補修又は損害賠償の請求期間は、契約書第 35 条及び第 35 条の 2 に示すほか以下のとおりとする。

植栽等 1 年以内

植栽等とは、樹木・地被類とする。

第 35 保険付保及び事故の補償

1. 保険加入の義務

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

2. 補償

受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。

第 36 臨機の措置

1. 一般事項

受注者は、災害防止のため必要があると認めるときは、臨機の措置を取らなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに監督員に通知しなければならない。

2. 天災等

監督員は、防風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的事象(以下「天災等」という。)に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

第 37 森林測量及び標準地調査

1. 一般事項

受注者は、工事着手後直ちに現地において測量の区域を確認し、森林測量の結果及び標準地調査の結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督員に森林測量結果及び標準地調査結果を提出し指示を受けなければならない。

2. 除地等の取り扱い

受注者は、測量区域内が異なる樹種で構成されている場合、及び概ね 100m² 以上の除地（崩壊地、未立木地、特赦地など）が存在する場合（以下「林相界等」という。）は、事前に監督員に報告し、当該林相界等の測量の実施について指示を受けなければならない。

3. 測量の基準点

測量の基準点は、測量付近の脆く風化が進んでおらず容易に移動させることが困難な岩石等移動困難なものとし、これによることが困難な場合は、監督員の指示によるものとする。

4. 測量機器

測量機器は、原則としてポケットコンパスを使用するものとする。

5. 測量杭

測量杭は、木杭（プラスチック杭を含む。）又は金属鋌（頭部径 15 mm 以上）等とし、連番を付して当該測量杭付近の立木にマーキングテープを設置するとともに、起点杭には事業名及び施工年度等を記入するものとする。

6. 障害物等の取り扱い

受注者は、測量杭の設置に当たり障害物等で支障となり設置が困難なときは、その事由等を整理し監督員に報告しなければならない。また、関連する森林所有者が測量杭の設置を強く要求するときは測量杭を設置するものとする。この場合、当該測量杭との関係を関連する森林所有者に充分理解させたうえで測量杭との関連図を作成するものとする。

7. 位置測量

受注者は、次のような場合は、位置測量を行うものとする。

①施工地間（除地等で分断されたもの等）を結ぶ測量

②測量で得た既知点（緯度経度、又は座標位置の定まった点）から所有権界を示す標識杭や標柱、地物、道路などの施設を結ぶ測量

8. 測量図等

受注者は、測量が完了したときは、次の各号に掲げる図面及び各種計算書及び測量野帳を作成して監督員に提出し承諾を得るものとし、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

①位置図は、公道や公共施設などが描かれた 25000 分の 1 以上の地形図を標準とし、方位、縮尺、表題欄、凡例、測量箇所を明示する。

②平面図は、2500 分の 1 以上の地形図を標準とし、方位、縮尺、表題欄、凡例、測量図及び標準地調査箇所を示して作成するものとする。ただし、縮尺について測量区域が狭隘など図化が困難である場合は監督員と協議するものとする。

9. 標準地調査

（1）測量機器及び作成書類

受注者は、測量区域内の標準的な林分において、10 m × 10 m（水平距離）の正方形の標準地をポケットコンパス等で設定し、その四隅に杭を打ち外周にテープを張るコードラー

ト法により植生状況（樹種、樹高（1標準地あたり胸高直径が最小、中間、最大である3本をポケットコンパス、ブルーメライス等で測定）、胸高直径（輪尺使用）、単位面積当たり本数、材積、形状比等）を調査して、南伊勢町市町村森林整備計画に基づき伐倒本数及び材積間伐率と本数間伐率を算出し、毎木調査野帳及び各種計算書を監督員に提出するものとし、標準地の設定にあたっては事前に監督員と協議するものとする。

なお、保安林の場合は、当該保安林の指定施業要件に合致するよう算出しなければならない。

また、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

（2）標準地調査箇所数

前項の標準地調査の箇所数は、設計図書によるもののほか、概ね同一の林況を呈する区域の規模について次表に掲げる箇所数とし、その場所を平面図（地形図）に明示するものとする。

なお、これにより難しい場合は監督員と協議するものとする。

規模	標準地箇所数
1ha未満	2箇所以上
1～5ha未満	3箇所以上
5～10ha未満	5箇所以上
10ha以上	6箇所+5haにつき1箇所以上

（3）伐採木の選定

受注者は、伐採木の選定にあたっては、南伊勢町森林整備計画を遵守するとともに、伐採木が現地で判別できるようテープ又はマーキング等により明示するものとし、針広混交の複層林へ誘導することを目的に、三重県公共工事共通仕様書第19編治山編第5章森林整備工に定められている林業技士（林業経営部門）、間伐技術指導員、フォレストマネージャー、フォレストリーダー、（以下「専門技術者」という。）が次を標準として選定するものとし、現況が針広混交林である場合は伐採木が特定の樹種に偏ることのないよう留意するものとする。

一、人工一斉林の場合は、形質や形状が相対的に劣勢又は不良な立木及び健全な成長を阻害する立木を優先的に選ぶものとする。

二、次に、適度な陽光が下層植生にあたるよう必要に応じ、漸次、状態の良いものを選ぶものとする。

なお、専門技術者は、事前に当該資格者証の写しを監督員に提出するものとする。

10. 精度管理

受注者は、精度管理の内容を次のとおり行うものとする。

①業務計画全般について、技術再検討を行うものとする。

②測量成果の精度及び品質について、確認のための点検測量を行い、点検測量率は、別表1を標準としなければならない。

③最終成果の総合的な点検についての再確認を行うものとする。

④精度管理表を作成し提出するものとする。

別表 1

測 量 種 別		点 検 測量率	使 用 機 器	精 度
(森林測量)	閉合・結合測量	－	ポケットコンパス	閉合誤差の許容範囲 5 / 1,000 以内
(位置測量)	開放測量	5 %	ポケットコンパス	距離誤差 測定距離の 3 / 1,000 以内

注) 点検測量率にかかる適用については次のとおりとする。

周囲測量、作業歩道測量、位置測量 ・ ・ ・ ・ ・ 観測距離

11. 数量等の処理

数量単位や計測単位は、南伊勢町森林情報作成業務委託仕様書に準拠するものとする。

第 38 森林整備

1. 費用負担

次の各号に要する費用は受注者が負担しなければならない。

- (1) 作業に伴い既設の林内歩道の刈払い等行う費用
- (2) 林地、林木及び作業員等に対する危険防止費用
- (3) 検査又は監督に立ち会うための費用及び検査手直しに係る費用

また、発注者は、受注者が契約区域外における立木等を損傷、誤伐した場合は、受注者の費用負担において自ら復旧又は弁済することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金から控除する。この場合において、受注者は復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。

2. 事業種目別

(1) 新植

1) 樹木の寸法

樹木の寸法は、設計図書に示された寸法とする。

2) 品質

- ①受注者は、「三重県山行苗木の品質寸法規格」の品質規格に適合したものを使用しなければならない。ただし、三重県山行苗木にあげる樹木以外の樹種を使用する場合は、設計図書に定めのある品質規格に適合したものとする。
- ②受注者は、苗木について、樹姿が良く整い、発育良好で枝葉密生し、病虫の被害がなく、根がよく発達した栽培品を使用しなければならない。
- ③受注者は、納入品の寸法(樹高・幹周・枝張幅)は、特に定めのない限りすべて最低基準を示したものであるため、それ以上のものを使用しなければならない。

3) 地拵え

- ①受注者は、監督員が予め保残する指示をした立木を除き、工事区域内にある木竹、笹、つる類及び耗草木等の地葎物は、すべて地際から 10cm 以内において伐倒又は刈払いを行い、山腹傾斜面の勾配が 15° 以上ある森林にあっては、枝条ともに筋置き方式(等高線状)により整理しなければならない。なお、谷近傍に巻落とす場合にあっては、止杭で万全を期し流木とならないよう留意しなければならない。
- ②山腹傾斜面の勾配が 15° 未満の森林にあっては、枝条残置方式(散布)によることができるものとする。
- ③刈払いした雑草等は、焼き払わないものとする。
- ④地形等の自然条件から、前項の方式が困難な場合は、監督員に報告しその指示を受けなければならない。

4) 植付

- ①苗木の仮植は、根が十分隠れる程度の深さの溝を掘り、苗木を一行に並べて覆土し、根部に隙間が生じないように踏み固めなければならない。なお、束仮植及びヒノキの水仮植は行わないこととし、スギの水仮植を行う場合にあっては流水により行い、その期間は 20 日以内でなければならない。
- ②造林地までの小運搬及び造林中の小運搬に関しては、根毛を筵、布袋等で包み、風及び日光に晒さないようにしなければならない。
- ③造林地に小運搬をした苗木は、日陰地に仮植し根が乾燥しないように注意しなければならない。
- ④不良苗木を発見したときは除去しなければならない。
- ⑤植穴は、直径、深さとも 30cm 以上掘り、根を自然の状態にして、落ち葉、雑草を入れないよう注意して植付、被服後よく踏みつけなければならない。
- ⑥ヒノキの植栽にあたっては、葉の表裏に注意し、葉表を南側に向けて植えつけなければならない。
- ⑦植付に際しては、造林地の状況を考慮の上、均等に植栽しなければならない。
- ⑧施肥は、樹冠投影面内の地表面に施すものとし、流出を防止するため土で被覆しなければならない。

(2) 補植

補植は、前項 1 の新植に準ずるものとする。

(3) 下刈

- 1) 受注者は、施工に先立ち設計図書に定められた区域について測量杭及び用地境界等を測量しその測量結果を監督員に提出しなければならない。なお、測量にはポケットコンパス等を使用するものとする。
- 2) 刈払い方法及び刈払い高さは、特に指示のない限り全面刈りとし、工事区域内にある雑草木を地際から 15cm 以内に刈払わなければならない。また、除地等により下刈が不要

な箇所の面積(1 箇所の面積が 0.01ha 以上)が生じたときは、速やかに監督員に報告し指示を受けなければならない。

- 3) 造林木に損傷を与えないよう十分注意するものとし、誤って造林木を刈払うなど損傷を与えた場合は、樹種、規格を間違いなく同等以上のものを植栽しなおさなければならない。なお、植栽の時期については、監督員の指示に従うものとする。
- 4) つる類が造林木に巻き付いているときは、根から引き抜くか又は根際から切除しなければならない。

(4) 枝打

- 1) 工事区域内にある造林木の枝を指定した仕上げ枝下高まで落とさなければならない。なお、切方は、枝の付け根を樹幹と平行に切り落とし、死に節を造らないようにしなければならない。
- 2) 樹皮を剥がさないように注意するとともに、切り口の表面が平滑となるよう両刃の鉋等で切断しなければならない。成長が悪く、枝打を行うと今後の成長に著しく悪影響を及ぼすと思われる立木の枝落としについては、監督員の指示に従わなければならない。
- 3) 枝落としの時期は、監督員が指示した場合を除き、立木の成長休止期に行わなければならない。

(5) 除伐・間伐・受光伐

- 1) 間伐木の選木は、林業技士(林業経営部門)、間伐技術指導員、統括現場管理責任者(フォレストマネージャー)、又は現場管理責任者(フォレストリーダー)が行うものとする。なお、林業技士(林業経営部門)とは、一般社団法人日本森林技術協会の認定する林業技士(林業経営部門)、間伐技術指導員とは、三重県間伐等推進対策協議会要綱に基づく間伐技術指導員、統括現場管理責任者(フォレストマネージャー)及び現場管理責任者(フォレストリーダー)とは、林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令(平成8年5月24日農林水産省令第25号)に基づき農林水産省が備える研修修了者名簿に登録した統括現場管理責任者(フォレストマネージャー)及び現場管理責任者(フォレストリーダー)のことをいう。
- 2) 伐採作業員は、労働安全衛生法第59条第1項により同規則第36条第1項の八に基づく安全教育を受けた者でなければならない。
- 3) 受注者は、間伐・受光伐・除伐の施工に当たり、伐採対象木が標示していない場合は、標準地又は、類似林分の選木状況に準じ対象木を選木しなければならない。
- 4) 伐採にあたっては、対象木以外の立木に損傷を与えないように十分注意しなければならない。また、かかり木が生じた場合はそのまま放置することなく、地面に引き落してから次の作業を行わなければならない。
- 5) 伐採木は、崩落したり流木とならないよう枝払、玉切を行い、等高線状に配置しなければならない。この場合積み上げた伐倒木が崩落しないよう、杭等により転落防止を図らなければならない。

6) 伐採木の切高(株高)は、地際から 30cm 以下とし、その後の森林整備の支障とならないようにしなければならない。ただし、伐採木を等高線状に配置する際に伐採木を利用する場合は、伐採木を支持するために必要な高さとして差し支えない。

(6) 病虫獣害防除

- 1) 受注者は、薬剤を用いて病虫獣害防除を行うに当たっては、薬剤の種類、散布量、散布の方法は、別に示す設計図書によらなければならない。
- 2) 受注者は、薬剤散布は、対象林分等の周辺の環境に十分配慮するとともに、風向等の気象条件を考慮して、散布しなければならない。
- 3) 受注者は、殺鼠剤散布は、概ね 10m 程度を散布間隔の目安とし、倒木、伐根、末木枝条等の堆積箇所には、重点的に散布するようにしなければならない。

(7) 獣害防護柵設置

- 1) 受注者は、設計図書に基づき、防護柵を設置しなければならない。
- 2) 受注者は、設置作業をする前に測量等を実施し、支柱等の設置箇所について、監督員に協議しなければならない。
- 3) 受注者は、防護柵の種類、規格、数量について監督員に協議し、同意を得なければならない。
- 4) 柵の支柱等に係る木材については、次によるものとする。
 - ①間伐材又は合法性・持続可能性が証明された木材を使用すること。
 - ②①の木材のうち、合法性・持続可能性が証明された木材である場合は、証明書を監督員に提出し確認を受けること。
 - ③使用する木材は、乾燥材（含水率 30%以内）とし防腐処理をするものとする。また、防腐処理の証明書を監督員に提出し確認を受けること。

(8) 歩道

歩道の幅員は 0.6m 以上 2.0m 以下とし、開設にあたっては、切土盛土のバランスを保ち林内に捨土が出ないようにしなければならない。また、路面は十分に締固め降雨による流亡の防止を図らなければならない。

盛土部は、降雨等による路肩の欠落がないよう必要に応じて木杭、木柵により保護しなければならない。

地形急峻の場合は、路肩側に安全柵を設置するなど墜落防止措置を図らなければならない。

小渓流、沢等の渡河に際しては、置石、飛石とするが、やむを得ず渡し木(径 10 本以上 6 本使い)とする場合は、1 スパン(2m 程度)以下とし、渡し木を鉄線等により連結して撓み、揺れを防止しなければならない。また、渡し木を長期間使用する場合は、木材、鉄線の腐朽の進行等の安全点検を行い、早めに架け替えを行うものとする。

歩道の勾配は、特に定めがある場合を除き、均一な勾配とするが、やむを得ず急傾斜地を通過する場合は、階段を設けるものとする。ただし、この場合にあっては、階段の前後は緩

やかにするなど転落滑落の防止を図るものとする。

(9) 作業道

仕様等は、設計図書で定めるもの及び監督員が指示するものを除き以下のとおりとする。

幅員は、1.5m 以上 2.0m 以下とし、開設にあたっては、切土盛土のバランスを保ち林内に捨土が出ないようにしなければならない。また、路面は重機等により十分に締固め降雨による流亡の防止を図らなければならない。

盛土部は、おおむね 30cm 程度の層ごとに重機にて締め固めるものとし、降雨等による路肩の欠落がないよう必要に応じて丸太組、木杭、木柵等により保護しなければならない。

地形が急峻な場合は、路肩側に安全柵を設置するなど墜落防止措置を図らなければならない。

小溪流、沢等の渡河に際しては、洗い越しを標準とするが、やむを得ず橋梁とする場合は、監督員に協議して監督員の指示に従わなければならない。また、橋梁が木製の場合であって長期間使用する場合は、木材、鉄線等の腐朽の進行等の安全点検を行い、早めに架け替えを行うものとする。

作業道の勾配は、特に定めがある場合を除き、均一な勾配とするが、やむを得ず急傾斜地を通過する場合は、敷砂利又は排水施設等を設置して降雨による流亡の防止を図るものとする。

のり面は、浮石、被りを取り除き大きな不陸を整正してなだらかにする荒仕上を行うものとする。

3. 施工管理

(1) 施工管理

受注者は、三重県公共工事共通仕様書第 19 編第 5 章第 5 節施工管理に規定する森林整備施工管理基準及び森林整備写真管理基準に準じて施工管理を行なわなければならない。

(2) 履行報告

第 20 に定める履行報告を翌月の 3 日までに監督員に提出しなければならない。

4. 樹木補償等

(1) 枯損判定

- 1) 植栽の枯死又は形姿不良の判定は、監督員及び受注者の立会いの下で行うものとする。
- 2) 枯死とは、枯死が樹幹の三分の二以上となったとき、又は通直な樹幹を持つ樹木にあっては樹高の三分の一以上の樹幹が枯れたときであり、同様の状態になることが確実に想定される時を含むものとする。
- 3) 形姿不良とは、樹木の持つ遺伝的特性による歪化及び野兎、鹿、野鼠等による食害により樹幹部が食害された状態のものとする。

(2) 枯損率及び植替え

受注者は、植栽した樹木が完了引き渡し後 1 年以内に植栽したときの状態で 10%以上の枯死又は形姿不良となった場合は、当初植栽した樹木と同等品以上の規格品に植え替える

ければならない。なお、植替え時期については、監督員と協議して決めるものとする。

ただし、暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・地すべり・落雷・火災・騒乱・暴動により流出・折損・倒木した場合及び獣害防止柵が講じられていない植林地における野兎、野鼠、鹿、熊などの食害による枯死及び形姿不良については植え替えの対象外とする。

様式集

契)：契約書の条項 仕)：仕様書

様式	名称	関係条項	頁
1	打合簿	仕) 第 2-5,8,9,10,11,13,15,16,19 第 3-2,第 5-3	3
2	専門技術者届	第 37-9	4
3	経歴書	第 37-9	5
4	工程表	契) 第 2 条	6
5	部分下請通知書	仕) 第 8-2	7
6	工事着手届	仕) 第 7	9
7	施工計画書	仕) 第 38-3	10
8	貸与品借用書	仕) 第 13-1	11
9	貸与品返納書	仕) 第 13-4	12
10	確認・立会依頼書	仕) 第 16-1,2	13
11	現場代理人等通知書	仕) 第 2-16,第 4-3	14
12	現場代理人等変更通知書	契) 第 10 条第 3 項	15
13	是正等の措置請求書	契) 第 10 条第 1,2 項 仕) 第 21-1,2	16
14	是正等の措置結果書	契) 第 10 条第 3 項	17
15	森林整備施工一時中止(再開)通知書	契) 第 17 条第 2 項 仕) 第 10-2	18
16	森林整備施工一時中止(再開)承諾書	契) 第 17 条第 2 項 仕) 第 10-2	19
17	工期延期届	契) 第 19 条第 1 項 仕) 第 12-4	20

18	森林整備延長通知書	契) 第 19 条第 2 項	21
19	工事完成報告書	契) 第 29 条第 1 項 仕) 第 18-1	22
20	引渡書	契) 第 1 条第 2 項,第 29 条第 4 項	23
21	請求書	契) 第 30 条第 1 項,第 32 条第 1 項	24
22	指定部分工事完成報告書	契) 第 29 条第 1 項,第 32 条第 1 項	25
23	指定部分引渡書	契) 第 29 条第 1 項,第 32 条第 1 項	26
24	請負代金代理受領承認願	契) 第 33 条第 1 項	27
25	請負代金代理受領委任状	契) 第 33 条第 2 項	28
26	請負契約解除通知書	契) 第 37 条,第 37 条の 3,第 38 条	29
27	協議書	契) 第 15,21,22,23,28,31,32,40,44, 47 条	30
28	同意書	契) 第 15,21,22,23,28,31,32,40,44, 47 条	31
29	通知書	契) 第 15,21,22,23,28,31,32,40,44, 47 条	32
30	事故報告書	第 33 条第 8 項	33
31	履行報告書	契) 第 9 条 仕) 第 20	34

年 月 日

南伊勢町長

あて

受注者

住所又は所在地
氏名又は商号及び
代表者氏名

専 門 技 術 者 届

下記のとおり、専門技術者として定めましたので、別添経歴書を添えて提出します。

記

1 委託業務番号及び名称

2 氏 名

3 専 門 業 務 の 内 容

第3号様式

経 歴 書

現 住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇

氏 名 〇〇 〇〇 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生

学 歴 昭和〇〇年〇〇月 〇〇校〇〇科卒業（最終学歴）

入 社 平成〇〇年〇〇月 〇〇株式会社

職 歴 平成〇〇年〇〇月 〇〇業務（最初に従事した業務）

令和〇〇年〇〇月 〇〇業務（過去2～3年に従事した主な業務）

令和〇〇年〇〇月 〇〇業務（最近従事した主な業務）

現在に至る

資 格 平成〇〇年〇〇月 〇〇士（〇〇部門）

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏名

（注意）1 職歴については、担当した業務職歴を記入すること。

2 仕様書で資格が定められている場合は、「資格」欄に該当の資格を記入し、合格証明書（写）等を添付すること。

工 程 表

年 月 日

南伊勢町長

あて

住所又は所在地
受注者 商号又は名称及び
代表者氏名

下記の森林整備の工程表を提出します。

記

事業番号	年度第号
事業名	
工期	着手年月日 完成年月日

工程図表

		月	月	月	月	月	月	月	月	月
工種	換算率									
計										

総合工程表

100										
90										
80										
70										
60										
50										
40										
30										
20										
10										
出来高 % 月										

部 分 下 請 負 通 知 書

年 月 日

南伊勢町長

あて

住所又は所在地
受注者 商号又は名称及び
代表者氏名

下記のとおり森林整備の一部分を下請負させたいので通知します。

記

1 事業番号及び

事業名 年度 第 号

2 事業場所

市 郡 町 大字 地内

3 工期

着手 年 月 日
完成 年 月 日

4 請負代金額

¥

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額) ¥

5 下請負の内訳

称号又は名称	代表者 氏 名	住 所	施工部分 の内容	工事現場の 担当責任者	下請負代金額
					千円 ()
					千円 ()

下請負代金額記入欄中()内には、当該下請負業者が消費税に係る課税事業者である場合には、下請負代金額のうち取引に係る消費税及び地方消費税の額を記入する。

(添付書類)

下請負代金額等を証する書類(写し)、作業員一覧表

下請負代金額等を証する書類（写し）

作 業 員 一 覧 表

番	氏名	生年月日	労働安全衛生特別教育等修了証		
			講習名	交付日	備考

※労働安全衛生特別教育等修了証等の写しを添付する

工 事 着 手 届

年 月 日

南伊勢町長 あて

住所又は所在地
受注者
氏名又は名称
及び代表者氏名

次の工事に着手しますので届けます。

工事番号 及び 工 事 名	
工事施行 場 所	郡 町 大字 地内
請負代金額	金 円
着手年月日	令和 年 月 日

年 月 日

施 工 計 画 書

南伊勢町長

あて

住所又は所在地
受注者 商号又は名称及び
代表者氏名

令和 年度

事業

施工計画書について（提出）

標記について、南伊勢町森林整備工仕様書第38の第3項（三重県公共工事共通仕様書第19編第5章19-5-5-1）の規定にもとづき提出します。

貸与品返納書

年 月 日

南伊勢町長

あて

住所又は所在地
受注者 商号又は名称及び
代表者氏名

工事番号

事業名

年 月 日工事契約に基づく貸与品について下記のとおり返納します。

記

品名	規格	単位	数量	返納場所	摘要

確認・立会依頼書

年 月 日

南伊勢町長 あて

住所又は所在地
受注者 商号又は名称及び
代表者氏名

確認・立会事項

事 業 名 _____

下記について、確認・立会 されたく提出します。

記

工 種	
場 所	
資 料	
希望日時	年 月 日 時

確認立会員	
実 施 日 時	
記 事	

現場代理人等通知書

年 月 日

南伊勢町長

あて

住所又は所在地
受注者 商号又は名称及び
代表者氏名

元号 年 月 日付けをもって請負契約を締結した 工事について南
伊勢町森林整備請負契約書第 8 条に基づき現場代理人等を下記のとおり定めたので別紙経
歴書を添えて通知します。

記

現場代理人氏名

主任技術者氏名

資格の種類※

- ☐ 林業技士（林業経営部門）登録番号
- ☐ 統括現場管理責任者（フォレストマネージャー）登録番号

※ 該当する資格をチェックする

※ 「資格者証（写し）」を添付する。

※ 「雇用確認ができる書類」を添付する。

年 月 日

南伊勢町長

あて

住所又は所在地
受注者 商号又は名称及び
代表者氏名

現場代理人等変更通知書

事業名

令和 年 月 日付けで通知した上記森林整備の現場代理人及び技術者を下記のとおり変更したいので、別紙経歴書を添え、森林整備請負契約書第 8 条に基づき通知します。

記

現場代理人等変更年月日	
変更する現場代理人等区分	

旧現場代理人等氏名	新現場代理人等氏名
変更事由	

※「資格者証（写し）」を添付する。

※「雇用確認ができる書類」を添付する。

（注）1 新現場代理人等の記入内容は第 4 号様式に準ずる。

2 変更する現場代理人等区分には、該当する区分（現場代理人または主任技術者）を記載する。

是 正 等 の 措 置 請 求 書

年 月 日

様

南伊勢町長 ㊟

年 月 日付けをもって契約を締結した次の森林整備について、森林整備請負契約書第 10 条第 1 項に基づき、下記のとおり是正等の措置を請求します。

記

- 1 事業番号及び事業名
- 2 不相当と認められる事項
- 3 必要とする措置
- 4 理 由

是 正 等 の 措 置 結 果 書

年 月 日

南伊勢町長

あて

住所又は所在地
受注者 商号又は名称及び
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で是正の請求のあった次の森林整備については、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 事業番号及び事業名
- 2 是正を必要とした事項
- 3 是正事項

森林整備施工一時中止（再開）通知書

年 月 日

様

南伊勢町長 ⑩

下記森林整備は、施工を一時中止（再開）するので通知します。

記

1 事業番号及び事業名 年度 第 号

2 事業場所 郡 町 大字 地内

3 事業期間 着手 年 月 日
完成 年 月 日

4 請負代金額 ￥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額) ￥

5 中止期間 年 月 日から
年 月 日まで 日間

6 中止（再開）理由

7 再開期日 年 月 日

8 変更による完成予定期限 年 月 日

9 一時中止に係る必要な管理体制等

森林整備施工一時中止（再開）承諾書

年 月 日

南伊勢町長

あて

住所又は所在地
受注者 商号又は名称及び
代表者氏名

1 事業番号及び事業名 年度 第 号

2 事業場所 郡 町 大字 地内

3 事業期間 着手 年 月 日
完成 年 月 日

年 月 日 第 号で通知を受けました上記森林整備について、当該通知のとおり森林整備一時中止（再開）することを承諾いたします。

年 月 日

南伊勢町長

あて

住所又は所在地
受注者 商号又は名称及び
代表者氏名

工 期 延 期 届

森林整備請負契約書第 19 条による工期の延長を下記のとおり請求します。

記

事 業 名	
契 約 月 日	年 月 日
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日
延 長 工 期	自 年 月 日 至 年 月 日
理 由	

(注) 1 必要により下記書類を添付すること。

- a 工程表(契約当初工程と現在までの実際の工程及び延長工程の 3 工程を対照させ、詳細に記入)
- b 天候表、気温表、湿度表、雨量表、積雪表、風速表等工期中と過去の平均とを対照し最寄气象台等の証明等をうけること。
- c 写真、図面等

2 理由は詳細に記入すること。

森 林 整 備 延 長 通 知 書

年 月 日

様

南伊勢町長 ㊟

年 月 日付で申出の下記森林整備の工期については、年 月 日まで延長することを通知します。（ただし、未履行部分相当額に対し 日間の損害金を別途納入書により徴収します。）

記

- | | | | | |
|-------------|----|---|----|----|
| 1 事業番号及び事業名 | 年度 | 第 | 号 | |
| 2 事業場所 | 郡 | 町 | 大字 | 地内 |

年 月 日

南伊勢町長

あて

住所又は所在地
受注者 商号又は名称及び
代表者氏名

工 事 完 成 報 告 書

下記森林整備は 年 月 日をもって完成したので森林整備請負契約書第 29 条第 1 項に基づき提出します。

記

1 事業番号及び事業名 年度 第 号

2 請 負 代 金 額 ￥

3 契約年月日 年 月 日

4 工 期 自 年 月 日
至 年 月 日

第 20 号様式

年 月 日

南伊勢町長

あて

住所又は所在地
受注者 商号又は名称及び
代表者氏名

引 渡 書

下記森林整備を森林整備請負契約書第 29 条第 4 項に基づき引渡します。

記

- 1 事業番号及び事業名 年度 第 号
- 2 請 負 代 金 額 ￥
- 3 検査年月日 年 月 日

年 月 日

請 求 書 ()

南伊勢町長

あて

住所又は所在地
受注者 商号又は名称及び
代表者氏名

下記のとおり請求します。

請求金額 ￥

ただし、次の森林整備の () として

事業番号及び事業名 年度 第 号

契約日 年 月 日

契約金額 ￥

振込希望金融機関名 銀行 (金庫) 店

口座番号

口座名義

フリガナ

請求内訳

第 1 回部分金 年 月 日 ￥

今回請求額 ￥

(注) 1 () には部分払金、完成代金の別を記入すること。

2 押印省略の場合は以下に発行責任者、担当者及び連絡先を記載すること。

あて

住所又は所在地
受注者 商号又は名称及び
代表者氏名

下記森林整備の指定部分は、 年 月 日をもって完成したので森林整備請負契約書第 29 条第 1 項に基づき提出します。

1	事業番号及び事業名	年度	第	号
2	工 期	自	年	月
		至	年	月
3	請 負 代 金 額	¥		
4	指定部分工期	自	年	月
		至	年	月
5	指定部分に対する請負代金額	¥		

年 月 日

南伊勢町長

あて

住所又は所在地
受注者 商号又は名称及び
代表者氏名

指 定 部 分 引 渡 書

下記森林整備の指定部分を森林整備請負契約書第 32 条第 1 項に基づき引渡します。

工 事 名	
指 定 部 分	
全 体 工 期	自 年 月 日 至 年 月 日
指定部分に係る工期	自 年 月 日 至 年 月 日
請 負 代 金 額	¥
指定部分に係る 請負代金額	
指定部分に係る 検査年月日	年 月 日

請 負 代 金 代 理 受 領 承 認 願

年 月 日

南伊勢町長

あて

受注者 住所又は所在地
商号又は名称及び代表者氏名

受任者 住所又は所在地
商号又は名称及び代表者氏名

貴職発注に係る下記森林整備の請負代金の受領方を委任したいので、御承認下さるよう連署のうえお願いします。

記

- | | | | | | |
|-------------|----|---|----|----|---|
| 1 事業番号及び事業名 | 年度 | 第 | 号 | | |
| 2 事業場所 | 郡 | 町 | 大字 | 地内 | |
| 3 契約年月日 | | | 年 | 月 | 日 |
| 4 工期 | 着 | 手 | 年 | 月 | 日 |
| | 完 | 成 | 年 | 月 | 日 |
| 5 請負代金額 | ¥ | | | | |
| 6 代理受領額 | ¥ | | | | |

第 号

上記のことについては、承認します。ただし、契約金額に変更減額があったときは、変更契約額から、変更契約締結の時の支払済額を控除した額を限度とします。

年 月 日

南伊勢町長



請 負 代 金 代 理 受 領 委 任 状

年 月 日

受注者 住所又は所在地
(委任者) 商号又は名称及び代表者氏名
(署名または押印)

私は、 を代理人と定め、下記の権限を委任します。
なお、本件代理受領については、 年 月 日付をもって承諾済であります。

記

- | | | | |
|-------------|----|---|-------|
| 1 事業番号及び事業名 | 年度 | 第 | 号 |
| 2 事業場所 | 郡 | 町 | 大字 地内 |
| 3 請負代金額 | ¥ | | |
| 4 代理受領額 | ¥ | | |

請 負 契 約 解 除 通 知 書

年 月 日

様

南伊勢町長 ㊟

契約の解除について（通知）

年 月 日付で契約締結した下記事業については、森林整備請負契約書第 条第号により契約を解除します。

記

- 1 事業番号及び事業名 年度 第 号
- 2 事業場所 郡 町 大字 地内
- 3 工期 着手 年 月 日
完成 年 月 日
- 4 請負代金額 ￥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額) ￥
- 5 契約を解除する金額 出来形検査合格部分を除く

(注) 内容証明、配達証明郵便によること

協 議 書

年 月 日

様

発注者

又は

受注者 住所又は所在地

商号又は名称及び代表者氏名

年 月 日付で契約した下記森林整備について、契約書第 条第 項に基づき次のとおり協議します。

記

- 1 事業番号及び事業名 年度 第 号
- 2 事業場所 郡 町 大字 地内
- 3 工期 着手 年 月 日
完成 年 月 日
- 4 協議事項

同 意 書

年 月 日

様

発注者

又は

受注者 住所又は所在地

商号又は名称及び代表者氏名

年 月 日付で協議のあった下記の森林整備について次のとおり同意
します。

記

- | | | | | | |
|---|-----------|----|---|----|----|
| 1 | 事業番号及び事業名 | 年度 | 第 | 号 | |
| 2 | 事業場所 | 郡 | 町 | 大字 | 地内 |
| 3 | 工期 | 着手 | 年 | 月 | 日 |
| | | 完成 | 年 | 月 | 日 |
| 4 | 協議事項 | | | | |

通 知 書

年 月 日

様

発注者

又は

受注者 住所又は所在地

商号又は名称及び代表者氏名

年 月 日付第 号で協議のあったことについて、下記のとおり通知します。

記

- 1 事業番号及び事業名 年度 第 号
- 2 事業場所 郡 町 大字 地内
- 3 工期 着手 年 月 日
完成 年 月 日
- 4 協議事項
- 5 協議事項に関する処置

事 故 報 告 書

年 月 日

監 督 員 あて

現場代理人

事業名 _____

標記について、事故が発生しましたので報告します。

記

商 号 又 は 名 称	
代 表 者 氏 名	
登 録 番 号	
営 業 所 所 在 地	
施 行 場 所	
事故発生年月日	
事 故 発 生 場 所	
事 故 の 内 容	※事故の原因、状況、内容等について、詳細を記述する。 また、その説明資料として、写真、図面等を添付すること。

履 行 報 告 書

事業名			
工 期	～		
日 付	(月 分)		
月 別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備 考
(記事欄)			

南伊勢町森林整備工特記仕様書

第1 総則

南伊勢町が発注する森林整備（植栽、下刈、枝落とし、間伐又は本数調整伐、その他の付帯施設等、以下「工事」という。）に係る仕様は、設計図書及び南伊勢町森林整備工仕様書及びこの特記仕様書によるものとし、契約書及び契約書に添付されている図面及びこの特記仕様書に記載された事項は、南伊勢町森林整備工仕様書に優先する。

第2 間伐における伐倒本数の検収

1. 受注者は、施工管理として次の事項を確認することとする。
 - 一、受注者は、選木を行う前に、選木テープを設計伐採本数分以上用意し、写真等により検収することとする。
 - 二、受注者は、選木終了後、事前に用意した選木テープの残数を確認し、写真等により検収することとする。

第3 成果品

1. 間伐にあっては、次の各号により作成するものとする。なお、電子媒体の成果品については、「三重県 CALS 電子納品運用マニュアル」の電子納品の基本事項を準用するものとする。
 - 一、写真は、着工前の事業地の全景及び林内の近景を撮影するものとする。
 - 二、着工前の林内の近景写真は、立木の成立状況及び樹冠の閉鎖状況及び下層植生の繁茂状況がわかるものとし、撮影場所を平面図に示すものとする。
 - 三、施工中の写真は、南伊勢町森林整備工仕様書第 38 に定める作業の実施状況及び選木作業員、伐採作業員を撮影するものとする。
 - 四、完成写真は、前二号及び三号の写真と対比できるよう撮影するものとする。
 - 五、撮影箇所数は、標準地調査箇所数以上とし、撮影場所は、特定の区域に偏ることのないよう選定するものとする。
 - 六、ナンバーテープの使用枚数がわかるよう購入前の写真及び使用後の残数の写真を撮影するものとする。
 - 七、写真には、撮影年月日を表示するものとする。
 - 八、次の作業員一覧表を添付するものとする。
 - （1）選木作業員氏名及び間伐研修終了年月日
 - （2）伐採作業員氏名及び安全教育受講年月日
 - 九、その他森林整備工仕様書第 38 記載事項の履行状況がわかる写真を撮影するものとする。

る。

十、写真帳（日本工業規格A4判）の表紙は、事業名、年度（又は履行期限の年月）、発注者及び受注者の名称を記載するものとする。

十一、提出部数

（１）電子媒体による成果品・・・・・・・・・・・・・・・・・・CD－R1枚

（２）紙成果品・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・正副1部

2. 森林測量及び標準地調査の成果品にあつては、次の各号により作成するものとする。なお、電子媒体の成果品については、「三重県 CALS 電子納品運用マニュアル」の電子納品の基本事項を準用するものとする。

一、各種書類等

（１）図面は、谷、尾根、道路等の地形、地物を明らかにするものとし、方位、縮尺、凡例、表題欄、位置図にあつては森林整備計画区域を赤線で囲い、平面図にあつては測点名、測量線、森林整備の計画区域毎の面積、ha 当たり伐採本数及び森林整備の計画区域毎の伐採本数その他必要な表示を行い、図面の縮尺が損なわれることの無いよう縮小印刷や拡大印刷を行わずに印刷してホチキス止めにより綴らないものとする。

また、概ね100m²を超える岩石地、荒廃地、湿地、沢敷、崩壊地、未立木地、特赦地等の除地は点線で表示するものとする。

（２）写真は、森林測量及び標準地調査にあつては、起点標柱、林況（樹冠のうっ閉状況）、標準地の外周、伐採木が判明できるものとし、撮影位置、方向を平面図に記入する。

（３）電子データの文書データにあつては、Word、PDF とし、計算データにあつては Excel とし、画像データにあつては PNG、JPEG、TIFF とし、CAD データにあつては SIMA、DXF、NBL、NKS とし、これらにより難い場合は監督員と協議するものとする。

（４）CAD 図の仕様は、三重県森林整備調査等業務委託特記仕様書に準じて作成するものとする。

二、報告書

報告書は、業務で作成した書類及び調達した書類を日本産業規格A4判に準じて編纂することを標準とし、次のとおり取りはずし可能な方法により綴じるものとする。

（１）表紙は、業務名、年度（又は実施期限の年月）、受注者の名称を記載するものとする。

（２）目次は、頁を付すものとする。

（３）森林測量にあつては、各種算出方法、測量結果一覧表、測量野帳、座標計算書、面積計算書等を三重県森林整備調査等業務委託特記仕様書の報告書様式に準じて記載するものとする。

（４）標準地調査にあつては、各種算出方法、標準地設定一覧表、標準地内毎木調査集

計表及び区域内本数算出、標準地設定野帳、座標計算表、毎木調査野帳、間伐率の提案等を三重県森林整備調査等業務委託特記仕様書の報告書様式に準じて記載するものとする。

(5) 写真

(6) 図面類

(7) 書類は、A4 判ファイルに格納するものとし、A4 判より大きな書類は、別ファイル、又は折込、又は封筒に入れて編纂するものとする。

三、提出部数

(1) 電子媒体による成果品・・・・・・・・・・・・・・・・・・ CD－R1 枚

(2) 紙成果品・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 正副 1 部

第 4 その他

1. この特記仕様書に疑義が生じたとき、この特記仕様書によりがたい事由が発生したとき及びこの特記仕様書に記載のない事項については、監督員と速やかに協議し、指示を受けるものとする。

令和 8 年度森林経営管理事業伊勢路地区森林整備業務委託特記仕様書

1. 南伊勢町が発注する令和 8 年度森林経営管理事業伊勢路地区森林整備業務委託に係る仕様は、設計図書及び南伊勢町森林整備工仕様書及びこの特記仕様書によるものとし、契約書及び契約書に添付されている図面及びこの特記仕様書に記載された事項は、南伊勢町森林整備工仕様書に優先する。
2. 森林整備は、森林整備計画平面図に示す森林整備計画区域を対象とする。なお、森林整備計画区域以外の立木の伐採が必要な場合は、事前に当該森林所有者から同意書を徴取のうえ監督員に報告しなければならない。
3. 森林測量及び標準地調査の実施にあたり、前項の森林整備計画区域について南伊勢町森林整備工仕様書第 37 に定める測量区域を現地で確認し、測量に必要な概算測量距離と森林整備に必要な概算面積を推定するとともに、標準地調査箇所数と平均的な胸高直径を推測して監督員に報告し、事前に測量及び標準調査の実施について承諾を得なければならない。
4. 森林測量は、経営管理権設定区域の測点杭又はその他既設測量の測点杭と位置測量を行って森林整備区域面積及び実測距離を計算した成果品を森林測量後速やかに監督員に報告しなければならない。但し、実測距離は、既存の測点間距離を含まないものとする。
5. 現場代理人等は、伐採作業員が森林整備計画区域以外の立木の伐採や既設測量杭を損傷することの無いよう現場監督に努めなければならない。

暴力団等不当介入に関する特記仕様書

1 契約の解除

南伊勢町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第3条及び第4条の規定による措置を受けたときは、当該契約の解除ができるような措置を講ずることがある。

2 通報義務

暴力団等による不当介入を受けた場合、次の義務を負うものとする。

- (1) 受注者は暴力団等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに所轄の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により所轄の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。
- (3) 受注者は暴力団等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

3 暴力団等による不当介入に対する通報義務の実効性を確保するため、以下の措置を講ずることがある。

(1) 指名停止又は文書注意

暴力団等による不当介入を受けた受注者が所轄の警察への通報等及び町長への報告を怠った場合は、指名停止又は文書注意を行う。

- (2) 暴力団等による不当介入を受けた場合において、警察への通報又は町長への報告を怠った旨の公表をする。
- (3) 優良工事施工団体表彰の表彰日までに(1)による指名停止又は文書注意を受けた者については、町の推薦基準に基づき、表彰対象から除外するものとする。

座標法面積計算

森林整備計画区域面積

GNSS座標測位

合計	103588 m2	換算check	
	10.36 ha	(10.36ha)	

標準地調査箇所数

森林整備計画区域内の林相が一様と仮定した場合 6箇所

規模	標準地箇所数
1ha未満	2箇所以上
1～5ha未満	3箇所以上
5～10ha未満	5箇所以上
10ha以上	6箇所+5haにつき1箇所以上

R7-1(1)

点名	X座標	Y座標	Xr+1 - Xr-1	Yr(Xr+1-Xr-1)
標No.0	-179627.226	60369.865	-18.093	-1092264.565254
No.1	-179644.734	60364.978	-34.364	-2074382.103992
No.2	-179661.59	60365.482	-33.113	-1998882.205467
No.3	-179677.847	60367.691	-30.011	-1811694.774601
No.4	-179691.601	60358.928	-25.804	-1557501.778112
No.5	-179703.651	60346.911	-18.215	-1099218.983865
No.6	-179709.816	60330.284	-13.881	-837444.672204
No.6+19.6	-179717.532	60313.716	3.511	211761.456876
No.131	-179706.305	60313.104	28.272	1705172.076288
No.130	-179689.26	60311.203	21.753	1311949.598859
No.129	-179684.552	60306.488	23.519	1418348.291272
No.128	-179665.741	60292.698	36.739	2215093.431822
No.127	-179647.813	60297.463	28.316	1707382.962307
No.126	-179637.425	60300.029	32.514	1960595.142906
No.125	-179615.299	60304.09	23.367	1409125.671032
No.124	-179614.058	60305.353	3.23	194786.290189
標No.123	-179612.069	60322.276	6.141	370439.096914
標No.122	-179607.917	60335.548	-3.704	-223482.869792
標No.121	-179615.773	60349.377	-14.701	-887196.191277

標No.120	-179622.618	60363.321	-10.868	-656035.974016
標No.119	-179626.641	60367.204	-4.608	-278172.074482
			倍面積	11622.174596
			面積	5811 m ² 0.58 ha

R7-1(2)

点名	X座標	Y座標	X _{r+1} - X _{r-1}	Y _r (X _{r+1} -X _{r-1})
No.246	-179614.162	59893.004	22.278	1334324.596237
No.247	-179616.784	59924.021	-0.325	-19475.306824
No.248	-179614.487	59938.05	2.278	136538.877901
No.249	-179614.506	59959.458	-7.99	-479076.069421
No.250	-179622.477	59949.393	-13.373	-801703.232590
No.251	-179627.879	59934.775	-19.829	-1188446.653475
No.252	-179642.306	59920.197	-30.071	-1801860.243987
No.253	-179657.95	59908.835	-39.325	-2355914.936374
No.254	-179681.631	59889.706	-31.846	-1907247.577275
No.255	-179689.796	59881.583	-17.896	-1071640.809368
No.256	-179699.527	59877.443	-19.403	-1161802.026528
No.257	-179709.199	59874.342	-24.327	-1456563.117833
No.258	-179723.854	59861.29	-27.235	-1630322.233151
No.259	-179736.434	59849.581	-26.076	-1560637.674156
No.260	-179749.93	59831.803	-16.705	-999490.269114
No.261	-179753.139	59817.897	-11.686	-699031.944343
No.262	-179761.616	59805.716	6.865	410566.240339
No.263	-179746.274	59780.809	10.397	621541.071173
No.264	-179751.219	59754.374	-2.591	-154823.583033
No.265	-179748.865	59740.499	-3.492	-208613.822508
No.266	-179754.711	59720.7	-21.982	-1312780.427401
No.267	-179770.847	59714.461	12.746	761120.519907
No.268	-179741.965	59684.691	33.731	2013224.312121
No.269	-179737.116	59662.852	15.659	934260.599467
No.270	-179726.306	59641.406	12.366	737525.626597
No.271	-179724.75	59629.972	23.152	1380553.111744
No.310	-179703.154	59637.851	31.146	1857480.507246
No.311	-179693.604	59645.323	19.378	1155807.069094
No.312	-179683.776	59649.697	21.459	1280022.847923

No.313	-179672.145	59662.502	18.262	1089556.611525
No.314	-179665.514	59674.518	2.499	149126.620481
No.315	-179669.646	59684.334	-5.638	-336500.275092
No.316	-179671.152	59695.908	-2.613	-155985.407603
No.317	-179672.259	59714.16	3.073	183501.613680
No.318	-179668.079	59733.272	6.638	396501.878049
A16	-179665.621	59753.201	-5.132	-306682.118381
A17	-179673.211	59765.6	-9.127	-545477.989444
A18	-179674.748	59777.57	-1.02	-60988.866153
A19	-179674.232	59789.622	-4.084	-244187.291030
A20	-179678.832	59800.914	-5.781	-345695.235859
A21	-179680.013	59817.463	-1.203	-71956.776058
A22	-179680.035	59834.295	7.882	471612.922839
A23	-179672.131	59843.143	19.892	1190412.427524
A24	-179660.143	59854.854	20.054	1200317.847519
A25	-179652.077	59865.49	21.08	1261991.307655
A0	-179639.062	59881.567	37.915	2270392.793358
			倍面積	40524.484623
			面積	20262 m ² 2.03 ha

R7-1 (3) R7-9

点名	X座標	Y座標	X _{r+1} - X _{r-1}	Y _r (X _{r+1} -X _{r-1})
No.298	-179671.563	59553.383	-23.849	-1420259.227361
No.299	-179697.149	59549.662	-40.069	-2386095.406679
No.300	-179711.632	59549.506	-27.918	-1662503.108508
No.301	-179725.067	59554.55	-19.313	-1150177.024150
No.302	-179730.945	59554.087	-8.75	-521098.261250
No.272	-179733.817	59547.188	-4.739	-282194.123932
No.273	-179735.684	59533.95	-4.611	-274511.043450
No.274	-179738.428	59512.688	-7.989	-475446.864432
No.275	-179743.673	59491.807	-4.294	-255457.819258
No.276	-179742.722	59469.979	1.069	63573.407552
No.277	-179742.604	59458.152	-1.519	-90316.932888
No.309	-179744.241	59447.991	-5.917	-351753.762748
No.278	-179748.521	59443.47	-8.897	-528868.552590
No.279	-179753.138	59433.008	-6.086	-361709.286689

No.280	-179754.607	59424.534	3.588	213215.227991
No.281	-179749.55	59408.924	-0.958	-56913.749191
No.282	-179755.565	59389.689	-16.105	-956470.941344
No.283	-179765.655	59379.107	-4.215	-250282.936005
No.284	-179759.78	59364.724	24.279	1441316.133997
No.285	-179741.376	59365.75	34.33	2038026.197499
No.286	-179725.45	59360.208	35.605	2113520.205839
No.287	-179705.771	59365.263	39.221	2328364.980124
No.288	-179686.229	59367.848	36.343	2157631.879603
い1	-179669.428	59385.587	11.586	688052.136482
い2	-179674.643	59424.106	-0.212	-12608.921366
C12	-179669.64	59509.294	1.665	99089.458120
C11	-179672.978	59518.956	-3.661	-217883.985181
C10	-179673.3	59530.797	1.415	84218.840084
			倍面積	27543.479729
			面積	13772 m ² 1.38 ha

R7-2

点名	X座標	Y座標	Xr+1 - Xr-1	Yr(Xr+1-Xr-1)
No.147	-179721.282	60256.189	8.954	539509.547879
No.148	-179714.383	60256.713	29.977	1806315.485602
No.134	-179691.305	60258.361	37.4	2253662.701400
No.133	-179676.983	60272.435	21.79	1313336.358649
No.132	-179669.515	60285.82	11.242	677733.188440
No.128	-179665.741	60292.698	-15.037	-906621.299825
No.129	-179684.552	60306.488	-23.519	-1418348.291272
No.130	-179689.26	60311.203	-21.753	-1311949.598859
No.131	-179706.305	60313.104	-28.272	-1705172.076288
No.6+19.6	-179717.532	60313.716	-17.462	-1053198.108792
No.7	-179723.767	60307.972	-13.876	-836833.419471
No.8	-179731.408	60299.033	-12.317	-742712.921173
あ1	-179736.084	60297.146	22.837	1377026.104574
あ2	-179708.571	60285.779	13.704	826134.206949
あ3	-179722.381	60263.152	-14.766	-889841.510677
あ4	-179723.337	60254.973	1.099	66191.783554
			倍面積	4767.849311

			面積	2384 m ² 0.24 ha
--	--	--	----	--------------------------------

R7-5 R7-6

点名	X座標	Y座標	X _{r+1} - X _{r-1}	Y _r (X _{r+1} -X _{r-1})
No.25	-179984.518	60081.24	-19.386	-1164754.529196
I28	-179994.297	60071.431	-0.469	-28173.500921
No.27	-179984.987	60067.21	26.31	1580339.845967
No.28	-179967.987	60054.78	27.682	1662436.419960
No.29	-179957.305	60058.379	33.774	2028411.692345
No.30	-179934.213	60059.414	37.623	2259615.332922
No.31	-179919.682	60057.454	25.75	1546479.440500
No.32	-179908.463	60047.249	36.734	2205775.644766
No.33	-179882.948	60049.846	40.767	2448052.071883
No.34	-179867.696	60043.636	41.426	2487367.664936
No.35	-179841.522	60024.222	41.063	2464774.627986
No.36	-179826.633	60000.812	39.044	2342671.703728
No.37	-179802.478	59990.225	35.149	2108596.418525
No.38	-179791.484	59990.006	20.85	1250791.625100
No.39	-179781.628	59985.95	18.254	1094983.531299
No.40	-179773.23	59992.845	19.272	1156170.888607
L3	-179762.356	59997.561	26.191	1571397.726969
L2	-179747.039	60008.539	25.149	1509141.348022
L1	-179737.207	60012.539	11.542	692655.539523
A59	-179735.497	60018.413	-2.767	-166064.222155
A58	-179739.974	60031.541	6.257	375610.534132
A57	-179729.24	60051.026	12.642	759136.779954
A56	-179727.333	60056.209	-3.959	-237748.131182
No.54	-179733.199	60055.425	-17.102	-1027081.723922
No.55	-179744.435	60055.448	-18.351	-1102077.526249
No.56	-179751.55	60059.669	-32.569	-1956092.988344
I6	-179777.004	60072.363	-36.27	-2178797.184551
I7	-179787.82	60069.806	-18.007	-1081648.703055
I8	-179795.011	60073.546	-10.838	-651058.664165
I9	-179798.657	60077.193	-6.846	-411264.961775
I10	-179801.856	60082.672	-15.794	-948951.277363
I11	-179814.451	60084.602	-20.414	-1226587.520248

I12	-179822.271	60087.571	-24.847	-1492999.581768
I13	-179839.298	60089.929	-23.778	-1428832.472529
I14	-179846.049	60086.783	-26.685	-1603392.292617
No.103	-179865.983	60089.411	-51.784	-3111677.627937
No.104	-179897.833	60090.192	-50.312	-3023257.739904
No.105	-179916.295	60093.79	-33.313	-2001904.426270
No.106	-179931.146	60094.891	-30.092	-1808375.459972
No.107	-179946.387	60097.699	-29.75	-1787910.045285
I23	-179960.896	60091.847	-21.582	-1296882.943259
I24	-179967.969	60100.809	-9.358	-562428.799744
I25	-179970.254	60103.577	-6.942	-417210.251990
I26	-179974.91	60101.277	-14.264	-857275.685641
			倍面積	28039.422919
			面積	14020 m2 1.40 ha

R7-7 R7-8

点名	X座標	Y座標	Xr+1 - Xr-1	Yr(Xr+1-Xr-1)
No.154	-179892.124	59838.491	-12.8	-765927.708242
No.155	-179903.241	59837.342	-19.34	-1157254.194280
No.156	-179911.464	59832.099	-20.425	-1222070.622074
No.157	-179923.666	59826.59	-25.102	-1501767.062179
No.158	-179936.566	59821.514	-33.668	-2014070.733352
No.159	-179957.334	59817.78	-44.969	-2689945.748821
No.160	-179981.535	59809.239	-34.585	-2068502.530815
No.161	-179991.919	59803.269	-27.35	-1635619.407150
No.162	-180008.885	59791.387	-36.748	-2197213.889477
No.163	-180028.667	59777.765	-24.5	-1464555.242500
No.164	-180033.385	59793.624	-10.249	-612824.852375
No.165	-180038.916	59802.924	-29.393	-1757787.345131
No.166	-180062.778	59807.528	-19.354	-1157514.896912
No.167	-180058.27	59816.612	-11.565	-691766.364564
M52	-180074.343	59831.74	-31.283	-1871726.929106
M51	-180089.553	59825.288	-18.786	-1123877.650911
M50	-180093.129	59817.409	-13.435	-803640.502252
M49	-180102.988	59813.565	-11.955	-715056.729022
M48	-180105.084	59824.342	5.155	308418.534336

M47	-180097.833	59832.218	3.53	211192.681162
M46	-180101.554	59837.332	-1.414	-84586.757350
M45	-180099.246	59842.321	-0.99	-59222.666840
M44	-180102.543	59853.451	0.046	2769.998470
M43	-180099.2	59861.054	-12.907	-772600.372052
No.175	-180115.45	59858.207	-27.745	-1660765.932492
No.176	-180126.945	59846.366	-23.117	-1383457.090052
I55	-180138.567	59843.549	-27.977	-1674255.265547
I56	-180154.922	59839.767	-28.984	-1734419.249792
I57	-180167.551	59843.28	-14.673	-878091.826633
I58	-180169.595	59831.674	-11.295	-675823.740861
I59	-180178.847	59822.805	-15.129	-905056.949876
I60	-180184.724	59814.984	-12.435	-743777.747486
I61	-180191.281	59809.598	-9.242	-552757.600697
I62	-180193.966	59791.233	-9.802	-586091.940758
I63	-180201.084	59777.015	-21.72	-1298380.753442
I64	-180215.687	59754.803	-17.42	-1040953.950432
I65	-180218.504	59748.741	-8.612	-514565.231120
I66	-180224.299	59739.44	-16.966	-1013540.070830
No.192	-180235.47	59722.388	10.681	637886.793166
No.193	-180213.618	59715.7	26.231	1566402.526700
No.245	-180209.239	59719.677	9.312	556109.632224
No.244	-180204.306	59723.892	17.276	1031789.958191
No.243	-180191.963	59734.428	30.093	1797563.952717
I75	-180174.213	59748.625	27.038	1615458.509136
I76	-180164.925	59749.174	17.035	1017802.637288
I77	-180157.179	59751.731	11.696	698874.387600
I78	-180153.229	59749.521	11.866	709000.404682
I79	-180145.313	59749.589	14.442	862897.100532
I80	-180138.787	59748.788	17.036	1017874.922868
I81	-180128.277	59757.008	21.697	1296577.540387
I82	-180117.09	59759.731	17.144	1024541.914802
I83	-180111.132	59763.455	10.082	602544.032466
I84	-180107.008	59764.757	11.829	706971.563153
I85	-180099.303	59767.681	14.416	861639.072598
I86	-180092.591	59770.653	12.757	762488.612074
I87	-180086.546	59775.438	10.582	632518.505321

I88	-180082.01	59777.27	12.195	728971.869723
I89	-180074.351	59779.629	15.313	915428.180005
I90	-180066.696	59784.197	14.203	849086.039767
I91	-180060.149	59785.282	11.682	698414.179441
I92	-180055.014	59782.873	10.561	631350.060924
I93	-180049.588	59782.473	9.754	583131.068110
I94	-180045.26	59777.002	11.163	667289.512544
I95	-180038.425	59777.786	11.917	712400.188143
I96	-180033.342	59774.217	11.557	690826.321906
I97	-180026.868	59765.377	8.69	519354.645725
I98	-180024.653	59755.339	5.714	341422.978131
I99	-180021.154	59751.89	4.513	269683.052250
I100	-180020.139	59743.114	5.663	338350.772951
I101	-180015.491	59732.822	0.379	22645.591537
I102	-180019.76	59715.541	-6.806	-406420.403495
I103	-180022.297	59707.961	5.971	356495.703897
I104	-180013.789	59700.156	16.08	960001.640804
I105	-180006.216	59697.181	19.677	1174659.591183
I106	-179994.112	59693.451	23.676	1413279.713621
I107	-179982.541	59688.138	19.38	1156771.315318
I108	-179974.732	59679.89	19.316	1152761.289617
No.210	-179963.225	59663.959	30.419	1814927.297485
A94	-179944.313	59649.483	27.282	1627360.975060
A93	-179935.943	59671.734	16.805	1002758.340231
A92	-179927.508	59675.926	16.006	955175.332892
A91	-179919.937	59676.511	14.954	892381.812534
A90	-179912.555	59683.37	11.5	686383.466393
A89	-179908.436	59700.352	7.418	442885.599549
A88	-179905.136	59710.696	1.088	64993.985580
No.219	-179907.348	59716.885	-17.87	-1067123.864737
No.220	-179923.006	59719.47	-41.096	-2454231.339121
No.221	-179948.444	59726.642	-47.393	-2830624.744307
No.222	-179970.399	59731.13	-36.798	-2197986.121739
No.223	-179985.242	59732.519	-28.427	-1698016.317613
No.224	-179998.826	59734.581	-4.572	-273106.504333
No.225	-179989.814	59744.076	18.852	1126295.320751
No.226	-179979.974	59745.741	23.999	1433838.038260

No.227	-179965.815	59756.191	25.802	1541829.240184
No.228	-179954.172	59761.518	42.369	2532035.756142
No.229	-179923.446	59766.229	48.948	2925437.377091
No.230	-179905.224	59774.281	26.551	1587089.808240
A84	-179896.895	59782.165	13.428	802756.592862
A83	-179891.796	59803.164	4.987	298245.861322
A82	-179891.907	59819.941	1.355	81049.359358
A81	-179890.441	59838.21	-0.217	-12955.437062
			倍面積	50843.128429
			面積	25422 m ² 2.54 ha

R7-10 R7-11

点名	X座標	Y座標	X _{r+1} - X _{r-1}	Y _r (X _{r+1} -X _{r-1})
H3	-179410.392	59757.562	-23.017	-1375438.417720
H4	-179414.699	59754.371	-13.492	-806206.701032
H5	-179423.884	59749.805	-10.467	-625397.453065
H6	-179425.166	59745.085	3.475	207605.116987
H7	-179420.409	59733.576	-5.913	-353194.187402
H8	-179431.079	59729.903	-11.48	-685675.902262
H9	-179431.889	59720.794	-4.22	-252039.916345
H10	-179435.299	59712.815	-8.581	-512395.556616
H11	-179440.47	59716.546	-8.553	-510765.138734
H12	-179443.852	59726.307	-12.776	-763063.740042
H13	-179453.246	59725.028	-12.425	-742082.323459
H14	-179456.277	59714.416	-8.511	-508207.469916
H15	-179461.756	59704.601	-5.491	-327862.480990
H16	-179461.769	59699.658	-1.689	-100823.500430
H17	-179463.445	59693.129	0.775	46291.774296
H18	-179460.993	59687.175	3.958	236263.402853
H19	-179459.487	59680.395	-8.383	-500294.884792
H20	-179469.376	59673.33	-1.87	-111564.896282
H21	-179461.356	59662.445	11.842	706494.038473
H22	-179457.534	59654.269	8.125	484663.736757
H23	-179453.232	59646.136	43.305	2583001.578172
ㄅ 1	-179414.229	59610.22	34.096	2032465.392676
No.383	-179419.136	59580.215	-2.473	-147338.908989

No.384	-179416.702	59547.198	6.505	387383.996582
ۆ 2	-179412.631	59535.245	34.35	2045024.467155
ۆ 3	-179382.352	59556.872	36.784	2190710.508645
No.339	-179375.847	59555.658	34.932	2080409.441892
No.340	-179347.42	59551.445	49.547	2950595.445414
No.341	-179326.3	59557.949	40.762	2427701.117139
No.342	-179306.658	59560.544	23.321	1389024.215493
F19	-179302.979	59585.506	15.538	925844.049973
F20	-179291.12	59587.472	25.386	1512666.948561
F21	-179277.593	59592.047	26.492	1578685.819184
F22	-179264.628	59596.31	22.153	1320246.588853
F23	-179255.44	59600.215	11.746	700084.142495
F24	-179252.882	59607.774	8.107	483255.004927
F0	-179247.333	59616.421	3.698	220462.635142
F1	-179249.184	59628.565	-8.928	-532381.539612
F2	-179256.261	59639.286	-11.015	-656903.445697
F3	-179260.199	59626.939	-8.776	-523284.133553
F4	-179265.037	59625.135	-6.332	-377529.642744
F5	-179266.53	59632.07	-4.303	-256590.725784
F6	-179269.34	59633.943	-0.599	-35720.676144
F7	-179267.129	59645.378	-6.607	-394068.504819
F8	-179275.947	59656.179	-18.782	-1120448.982643
F9	-179285.911	59661.484	-15.22	-908055.618764
F10	-179291.167	59655.134	-25.94	-1547437.240797
ۆ 4	-179311.851	59635.777	-33.479	-1996563.132331
ۆ 5	-179324.646	59622.325	-42.166	-2514005.475653
ۆ 6	-179354.016	59599.189	-43.921	-2617680.829444
ۆ 7	-179368.568	59591.63	-19.651	-1171062.260191
ۆ 8	-179373.668	59627.117	-2.579	-153758.588768
G21	-179371.146	59674.503	13.642	814100.810078
G22	-179360.025	59673.012	25.826	1541112.349307
G23	-179345.32	59673.187	15.275	911499.624927
G24	-179344.751	59680.767	10.789	643896.339180
G25	-179334.531	59688.71	13.965	833524.727234
G26	-179330.786	59696.821	1.69	100892.195438
G27	-179332.841	59703.093	-8.816	-526332.407802
G28	-179339.602	59706.763	-16.505	-985463.565419

G29	-179349.346	59704.849	-6.072	-362505.538646
G30	-179345.674	59711.005	2.11	126017.556332
G31	-179347.236	59718.538	-8.284	-494709.329416
G0	-179353.958	59733.175	-22.216	-1327024.955034
G1	-179369.452	59739.425	-26.139	-1561544.631987
G2	-179380.097	59744.94	-17.703	-1057671.529146
H0	-179387.155	59748.802	-11.585	-692202.262974
No.365	-179391.682	59751.679	-23.237	-1388460.251179
			倍面積	43833.722458
			面積	21917 m ² 2.19 ha

測量距離

GNSS座標測位

合計	488.00 m	換算check	
	0.48 km	(0.49km)	0.48を不採用

R7-1(3) R7-9測量距離

	測点名	X座標	Y座標	方向角
後視点	い1	-179669.43	59385.587	46.332
基準点	No.288	-179686.23	59367.848	

測点名	X座標	Y座標	水平角	距離	方向角
No.288	-179686.229	59367.848	313.264	0.0	0
い1	-179669.428	59385.587	46.332	24.4	46.332
い2	-179674.643	59424.106	231.0917	38.9	97.4237
C12	-179669.64	59509.294	168.5543	85.3	86.382
			距離	148.6 m 0.15 km	

R7-2測量距離

	測点名	X座標	Y座標	方向角
後視点	あ1	-179736.08	60297.146	201.5836
基準点	No.8	-179731.41	60299.033	

測点名	X座標	Y座標	水平角	距離	方向角
No.8	-179731.408	60299.033	158.0124	0.0	0
あ1	-179736.084	60297.146	201.5836	5.0	201.5836
あ2	-179708.571	60285.779	315.3432	29.8	337.3307
あ3	-179722.381	60263.152	81.0303	26.5	238.361
あ4	-179723.337	60254.973	204.4349	8.2	263.2
No.147	-179721.282	60256.189	307.1651	2.4	30.365
			計	71.9 m 0.07 km	

R7-10 R7-11測量距離 (1)

	測点名	X座標	Y座標	方向角
後視点	う 1	-179414.23	59610.22	317.2134
基準点	H23	-179453.23	59646.136	

測点名	X座標	Y座標	水平角	距離	方向角
H23	-179453.232	59646.136	42.3826	0.0	0
う 1	-179414.229	59610.22	317.2134	53.0	317.2134
No.383	-179419.136	59580.215	123.2109	30.4	260.4244
			計	83.4 m 0.08 km	

R7-10 R7-11測量距離 (2)

	測点名	X座標	Y座標	方向角
後視点	う 4	-179311.85	59635.777	223.0607
基準点	F10	-179291.17	59655.134	

測点名	X座標	Y座標	水平角	距離	方向角
F10	-179291.167	59655.134	136.5353	0.0	0
う 4	-179311.851	59635.777	223.0607	28.3	223.0607
う 5	-179324.646	59622.325	183.1955	18.6	226.2602
う 6	-179354.016	59599.189	171.4742	37.4	218.1344
う 7	-179368.568	59591.63	169.1314	16.4	207.2658
う 8	-179373.668	59627.117	70.4343	35.9	98.1042
G21	-179371.146	59674.503	168.4631	47.5	86.5712
			計	184.1 m 0.18 km	